

# 福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン



「伐って使って触れ合って未来に引き継ぐ森林づくりの推進」

計画期間：令和3年度～令和7年度

令和3年3月策定

福井市

## 目 次

1	プラン策定の趣旨	1
2	森林・林業・木材産業等を取り巻く情勢の変化	1
3	これまでの取組の成果と課題	5
4	本市の森林・林業・木材産業等が目指す将来像	7
	（1）森林の多面的機能を持続的に発揮	
	（2）林業の成長産業化を実現	
5	プランの基本理念	11
6	プランの目指す姿	11
7	プランの基本方針	11
	（1）森林の多面的機能の強化	
	（2）担い手の確保・育成	
	（3）林業の成長産業化の推進	
8	計画期間	12
9	計画の推進と管理	12
10	基本方針実現のための施策	13
	（1）森林の多面的機能の強化	
	① 森林の整備	
	② 森林の保全	
	③ 防災・減災のための施設整備等の推進	
	（2）担い手の確保・育成	
	① 林業の担い手の確保・育成	
	② 特用林産物の生産者の確保・育成	
	（3）林業の成長産業化の推進	
	① 県産材・市産材供給体制の強化	
	② 県産材・市産材の需要拡大	
	③ 林内路網整備の推進	
	④ スマート林業の推進	
	⑤ 森林空間の利活用	
	⑥ 特用林産物の産地化の推進	
11	プランの実現に向けて	36
	参考資料	38
	I 本プランと関連計画との整合	38
	II 本市の森林・林業・木材産業等の現状と課題	39
	◆ 用語の解説	57

注) 文中の※印が付いた単語については、巻末の参考資料で用語の解説をしています。

## 1 プラン策定の趣旨

本市では、平成28年2月に策定した「福井市林業・水産業プラン」において、「伐って使って守る森林づくりの推進」の基本方針や施策の方向性に基づき、様々な取組みを進めてきました。

戦後から高度経済成長期に先人たちが苦勞して植えた人工林資源が充実し、利用期を迎えた50年生以上の人工林が6割を超えています。木材輸入の全面自由化、国産材の価格の低迷による森林所有者の山林への関心の低下や高齢化に伴う林業従事者の担い手不足などにより、森林の整備や保全が進まず、木材利用による資源の有効利用が図られていない状況にあります。

しかしながら、平成28年5月の森林法の改正や、平成31年4月の森林経営管理法の施行、森林環境譲与税の譲与開始など、森林・林業行政は大きな転換期を迎えています。

このような情勢の変化に対応し、本格的な利用期を迎えた人工林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するため、林業の生産性向上や県産材・市産材の需要拡大、林業の担い手の確保・育成、木材産業の振興などによる、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源を循環利用する取組みの推進が必要です。

また、地球温暖化防止や災害防止、水源涵養、保健休養等の様々な機能に対する市民の期待や、全国的に頻発・激甚化している豪雨災害などに対応するため、荒廃した人工林の整備や山地災害防止対策など、森林の多面的機能の強化も求められています。

そこで、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、本市の森林・林業・木材産業が目指す将来像を念頭に置きつつ、「森林の多面的機能の強化」、「担い手の育成・確保」、「林業の成長産業化の推進」を施策の基本方針とし、今後の目指すべき方向性を示すために策定するものです。

## 2 森林・林業・木材産業等を取り巻く情勢の変化

### (1) 森林法の改正

平成28年5月、林野庁は林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、国産材の安定供給体制の構築や森林資源の再造成の確保、森林の公益的機能<sup>※</sup>の維持増進を一体的に図る必要があることから、森林法の改正を行っており、主な内容は次のとおりです。

- ・市町村が森林の土地の所有者や境界に関する情報を一元的にとりまとめた林地台帳<sup>※</sup>を作成し、その内容の一部を公表する新たな仕組みを創設
- ・森林を伐採した後に、適切に更新が行われることが重要であることから、森林所有者等に対し、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務付け
- ・深刻化するシカ等の野生鳥獣による森林被害対策を強化するため、市町村森林整備計画<sup>※</sup>等において鳥獣害防止森林区域及び防止方法を定め対策を推進

### (2) 森林・林業基本計画の策定

平成28年5月、新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。

この基本計画は、森林及び林業に関する基本的な方向を明らかにするもので、資源

の循環利用や原木の安定供給体制の構築などによる林業の成長産業化の推進、自然条件等を踏まえた育成複層林への誘導などによる公益的機能の一層の発揮を図ることとしています。

### (3) 全国森林計画の策定

平成30年10月、新たな「全国森林計画」が閣議決定されました。

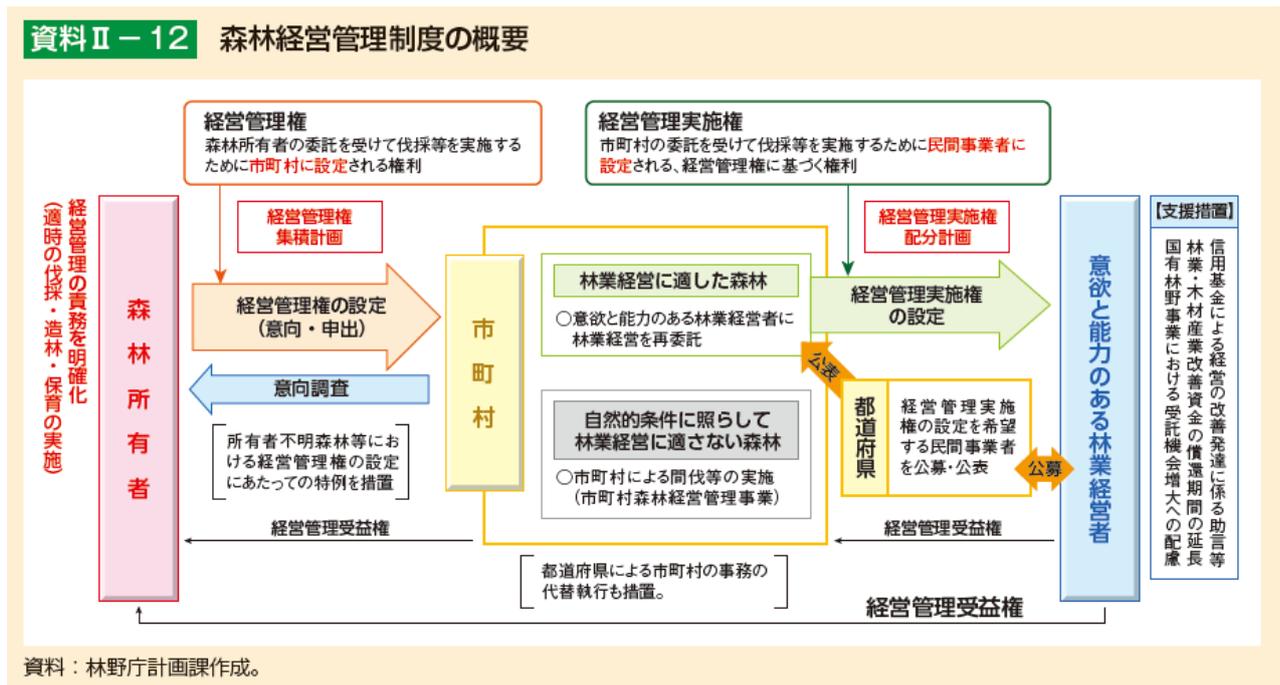
全国森林計画は、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごとに策定するもので、充実した森林資源の現況等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標や全国の伐採、造林等の計画量、施業の基準等が示されており、県の「地域森林計画<sup>※</sup>」や市が策定する「市町村森林整備計画」の指針となるものです。

### (4) 森林経営管理法の施行

平成31年4月、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、森林経営管理法が施行されました。

同法では、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、所有者が自ら経営管理を行う意思がない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営体<sup>※</sup>や市町村に委ねる「森林経営管理制度<sup>※</sup>」が創設されました。

森林の経営管理は、これまで森林所有者自ら、または、森林所有者が民間事業者等に経営委託し実施されてきましたが、同制度では、市町村を介して経営意欲の低い小規模零細な森林所有者を意欲と能力のある林業経営体につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みの構築により、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。



#### (5) 森林環境譲与税の譲与開始

地球温暖化や災害の防止に必要な森林の整備の財源を確保するため、平成31年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されました。

譲与税の用途は、市町村においては森林の整備、都道府県においては、その支援、また、市町村・都道府県共通の用途として、森林の整備を担うべき人材の育成・確保、森林の有する公益的機能の普及啓発、木材利用の促進等とされています。

#### (6) 国土強靱化基本計画の改定

国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定した「国土強靱化基本計画（平成26年6月閣議決定）」が5年を経過したことから、脆弱性評価を実施するとともに、近年の大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえ、平成30年12月に同計画を見直しました。

その中で、森林分野においては、山地災害が発生する危険性の高い地区の的確な把握、保安林<sup>\*</sup>の適正な配置、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策等、事前防災・減災のための山地災害対策を強化するとしており、今後、同計画を踏まえて計画されている「福井市国土強靱化計画」に基づき、林道橋梁やトンネルの長寿命化対策、治山対策と森林整備に積極的に取り組んでいくこととしています。

#### (7) 建築分野における木造化に向けた動き

平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体では公共建築物等の木造化・木質化を積極的に推進しています。

これを受け、平成25年に「福井市木材利用基本方針」を策定し、平成29年3月に「福井市木材利用拡大行動計画」を改訂し、市自らが率先して木材の利用拡大を図り、また、民間における木材利用等の促進を図っています。

#### (8) 建築分野における債権関係の見直し

令和2年4月に施行された「民法改正」に基づき、約120年ぶりに民法の債権関係の見直しが行われました。

具体的には、物件に欠陥（瑕疵）があれば売主は補修などの追完請求や代金減額請求など債務不履行責任を負うなど、建築現場において木材の品質がこれまで以上に求められるようになります。

#### (9) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

平成27年9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が定められました。

この中では、先進国を含む国際社会全体が令和12年までに貧困や飢餓、気候変動など、広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

これを受け、国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めるとともに、毎年、SDGsアクションプランを作成し、具体的な取組みを示しており、令和元年12月には、「SDGsアクションプラン2020」を決定しました。

この中の森林・林業・木材産業関係では、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための施策や、強靱な国土の整備のための治山対策などの取組みを進めることとしています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



### 資料 特-25 SDGsに貢献する森林・林業施策



「令和元年度森林及び林業の動向」(第201回国会(常会)提出(林野庁))

### (10) 新型コロナウイルス感染症による森林・林業・木材産業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年3月26日、国は新型コロナウイルス感染症政府対策本部の設置や基本的対処方針を示し、緊急事態宣言の措置をとるなど感染拡大防止に努めてきました。緊急事態宣言解除後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立のため各種施策を講じています。

森林・林業・木材分野においても住宅着工戸数の減少に伴う加工・流通の落ち込みにより、木材価格の下落が続いています。新型コロナウイルス感染症による影響期間が見えにくい状況であることから、国・県・関係機関と緊密に連携しながら対策を講じていく必要があります。

### 3 これまでの取組の成果と課題

資源の利用期を迎えた人工林の循環や、所有者の山への関心の低下により手入れがいき届かない森林の存在や林業労働力の減少などの現状がありました。

このような林業の現状に対応し、福井の森林を未来へ引き継ぐために、前プランでは、「伐って使って守る森林づくりの推進」を基本方針とし、人工林の間伐<sup>\*</sup>促進を中心に伐った木材の有効活用の促進や林業の担い手の育成等の施策に取り組みました。

前プランの目標の進捗状況と評価は、以下のとおりです。

#### 福井市林業・水産業プランの進捗状況

No.	項目	指標	基準値 (H26)	目標値(R2) 全て累計	令和2年度 進捗状況	進捗率 (対目標値)
1	伐る森林整備の促進	間伐面積(除伐面積含む)(ha)	385	2,000	2,020	101.0%
2	森林資源の利活用の拡大	公共工事における木材使用量(m <sup>3</sup> )	202	1,250	1,051	84.0%
3	守る森林・林業の展開	イベント参加者数(人)	2,182	12,000	13,477	112.3%

- ・森林整備の間伐面積は、森林経営計画<sup>\*</sup>に基づく間伐の実施について、所有者同意や境界確認に不測の日数を要することに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により木材供給先が不安定であり、木材搬出が難しくなっていることから、低調な状況となっています。
- ・公共工事における木材使用量は、県産材で供給可能な樹種、規格、量、条件などの情報が不足し施設計画に反映ができていないため利用が低調となっています。
- ・イベント参加者数は、市民団体が主催するイベントへの参加や保育園等での木育<sup>\*</sup>活動等の実施により、目標を達成し周知が図られています。
- ・このように、前プランに掲げた施策については、一定の成果が得られましたが、適切な森林の管理・保全や林業及び木材産業の活性化の取組みには、依然として多くの課題があります。(※参考資料の本市の森林・林業・木材産業等の現状と課題を参照)

さらに、福井市林業水産業振興プラン（平成23年2月策定）以降、新たな課題が浮き彫りとなってきています。

#### ① 未来へ引き継ぐ資源の確保と公益的機能の増進

人工林の齢級構成をみると、25年生（5齢級<sup>※</sup>）以下の若・幼齢林が全体の2.8%と偏りがみられ、このまま放置した場合、持続可能な木材生産や森林の持つ公益的機能（水源涵養機能等）の増進が難しくなることが危惧されます。

#### ② 森林の現況の確認と将来望ましい森林の姿の検討

戦後復興の拡大造林政策では、復興のために急増した木材需要に対応するため、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域にも多く植林されました。

このため、地形等の自然条件、資源量や地域の生活環境を考慮し、本来あるべき森林の姿を考える必要があります。

#### ③ 人口減少社会を見据えた県産材・市産材の販路確保

本市の人口は、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、令和32年に約24万2千人（平成27年と比べ▲2万4千人）へ減少すると推計されています。人口減少により新規住宅着工戸数が減少し、県内の木材需要が低下することが予測され、リフォームや非住宅分野など新たな分野での木材需要が求められます。

このため、新たな販路開拓や、広葉樹も含めた新たな分野での木材需要の創出について考える必要があります。

また、間伐材の需要先として県内には、主に合板、集成材として利用されるB材を加工する工場がなく、端材などを扱うバイオマス施設への出荷が多くなっています。

今後、森林整備が進み、木材生産量の増加が見込まれるため、流通コストを低減し、安定した県産材・市産材製品の生産を進めるためには、大規模工場を県内に誘致するなど生産・加工・流通の検討が求められます。

#### ④ 森林内で放置されている未利用材の利用促進

東日本大震災の発生によりエネルギー源の多様化が求められ、FIT制度の導入により地産地消のエネルギーとして、木質バイオマス<sup>※</sup>は熱や電気として利用でき、林業再生や山村地域の活性化への貢献が期待できます。搬出間伐が進んでいるものの、未利用のまま森林内に放置されている未利用材があり、資源の循環利用の観点から更なる木材のサーマルリサイクル<sup>※</sup>が必要です。

総括として、本格的な利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、林業の成長産業化を実現するには、計画的で効率的な森林整備や生産性向上、県産材・市産材の需要拡大、林業の担い手の確保・育成、木材産業の振興等による「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源が循環する継続的な取組が必要です。

また、森林は、木材生産だけでなく、森林のもつ水源涵養や山地災害防止などの多面的機能の発揮に貢献するものであるため、100年先まで見据えた長期的な視点に立った取組が求められます。

#### 4 本市の森林・林業・木材産業等が目指す将来像

本市が目指す森林・林業・木材産業等の将来像について、100年後を念頭に置きつつ令和22年頃の姿として示します。

##### (1) 100年後の森林のイメージ

- 本市では、100年後に向けて望ましい森林の姿とするため、地形等の自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う4つの視点により森林区分を設定します。

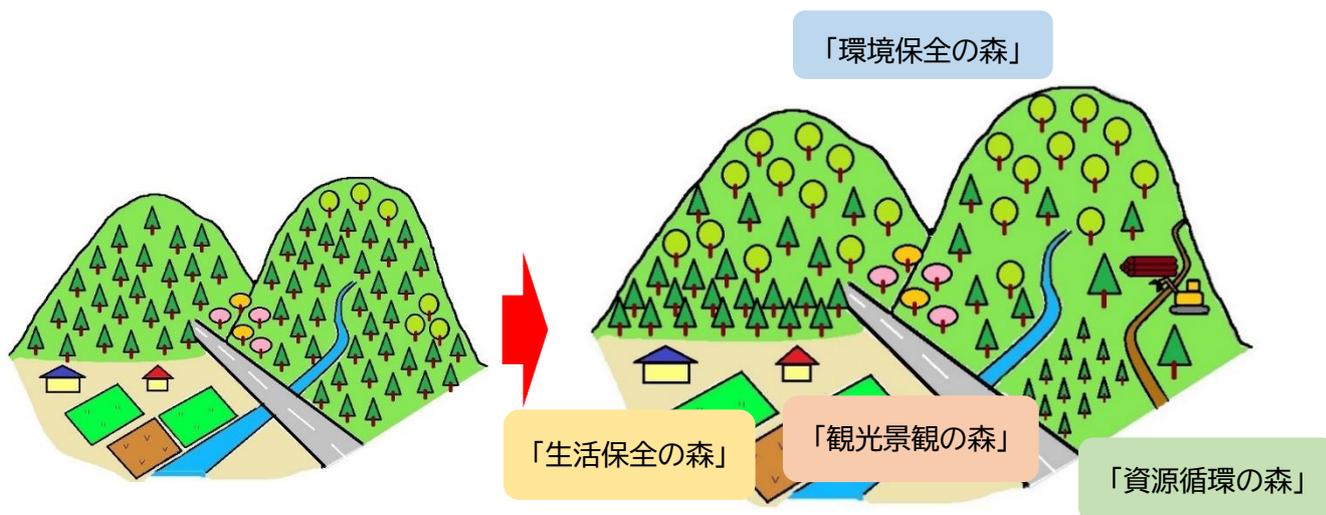
林業として条件の整った区域は、持続的に林業経営を行う「資源循環の森」として維持管理します。それ以外の木材生産をしても経済的に採算が見込めない区域や保安林等の法規制により保全すべき区域は「環境保全の森」とし、人工林では主に天然林化や針広混交林化を進めるとともに、天然林では自然の力を活用して公益的機能を維持していきます。

- 本市の民有林31,015ヘクタール（竹林、無立木地を除く）は、「資源循環の森」または、「環境保全の森」のいずれかに区分されることとなります。このことに加えて、越前海岸などの観光道路沿いの森林や、集落周辺や生活道路に隣接する森林は、「資源循環の森」「環境保全の森」と併せて「観光景観の森」や「生活保全の森」に設定し、地域の実情を踏まえながら、景観や地域住民の生活に配慮した森林整備を行います。

- このため、標高、傾斜、法規制等による客観的な指標と地域の実情を踏まえ、4つの森林区分にゾーニングを行います。ゾーニングした区分については、福井市森林整備計画に反映し、実効性のある計画とします。

##### (森林誘導による望ましい森林のイメージ)

- ・ 100年後の森林の望ましい姿のイメージを示します。



- ・ 森林を望ましい姿へ誘導することにより、育成単層林※、育成複層林※、天然生林※が期待される機能を果たすことで、森林資源が有効に活用されつつ、多面的機能が高度に発揮されます。

(4つの森林区分について)

①「資源循環の森」(人工林の経営林としての維持・広葉樹の有効活用)

造林適地(標高、傾斜等の条件の良い森林)のうち、まとまりや、緩傾斜、林道からの距離が近いなど林業経営に適した森林は「資源循環の森」として維持管理していきます。

(条件)人工林率が70%以上、林道からの距離が200m以内の面積が30%以上、平均傾斜30度以下が50%以上など



②「環境保全の森」(天然林化・針広混交林化)

造林不適地の人工林は、天然林、針広混交林として「環境保全の森」へ誘導していきます。また、造林適地であっても、急傾斜や林道から距離が遠いなど林業経営に適さない森林や保安林など保全要素がある森林は針広混交林へと誘導していきます。

(条件)(ア)保安林(土砂崩壊防備、なだれ防止、落石防止、魚つき)ただし、市内の保安林において、皆伐可能な保安林種は除く。(イ)急傾斜地崩壊危険区域、(ウ)水源かん養地域、(エ)県自然環境保全区域、(オ)山地災害危険地区※(危険度A)及び資源循環の森以外の森林



③「観光景観の森」

道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林は、「観光景観の森」として整備・保全していきます。

(条件)観光道路沿線の林縁部から尾根まで区域、観光振興上重要であると認める森林、景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林など



④「生活保全の森」

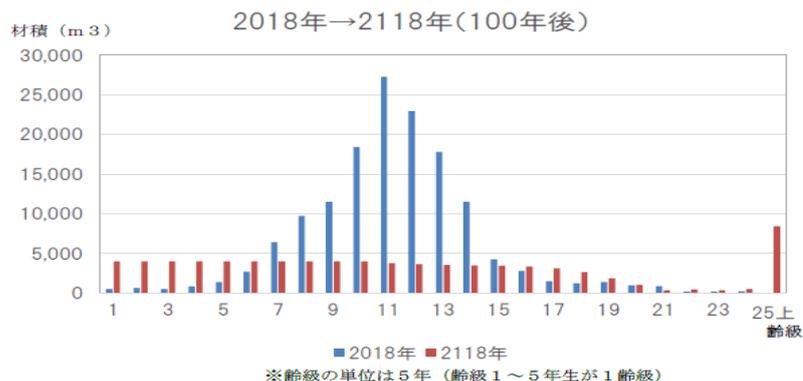
人家・道路等の市民生活に密接な森林は、「生活保全の森」として、イノシシ等の野生動物や、風水害等の気象災害による危険木から住民の生活環境を守るため、整備・保全していきます。

(条件)集落・生活道路等からの距離が30m以内など



(平準化のイメージ)

- ・ 4つの森林区分のそれぞれを本プランに基づく取組みにより、高齢級に偏った年齢構成が、100年後にはほぼ平準化し、森林資源の循環利用が図られています。



## (2) 森林の公益的機能を持続的に発揮

○ 荒廃した森林における間伐や伐採後の再造林<sup>※</sup>、自然条件や社会的条件に応じた針広混交林化や広葉樹林化等への誘導など、適切な森林の整備・保全により、多様な林齢や樹種からなる健全な森林が広がっており、きれいな空気や豊かな水を生み出しています。

また、齢級構成の平準化に向けて、森林の若返りが図られ、森林の二酸化炭素吸収能力が高まっています。

その結果、これらの森林は、国土の保全や水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全などの公益的機能を高度に発揮し、豊かで快適な市民生活をもたらしています。

○ 事前防災・減災対策として実施している橋梁など林道施設の長寿命化対策や集落周辺の森林の整備が進み、災害に強い市として、安心・安全な市民生活を支えています。

○ 森林公園<sup>※</sup>や企業と連携した森づくり、身近な民有林などで展開されている、森林レクリエーション、森林環境教育<sup>※</sup>などの活動に加え、商工・観光・福祉等様々な分野と連携した森林サービス産業<sup>※</sup>が発展しています。

これにより、森林空間の利活用が更に進み、森林の癒し効果を求めて、市内外から多くの方々が訪れています。

### 【森林の持つ多面的機能】

森林の多面的機能（イメージ図）

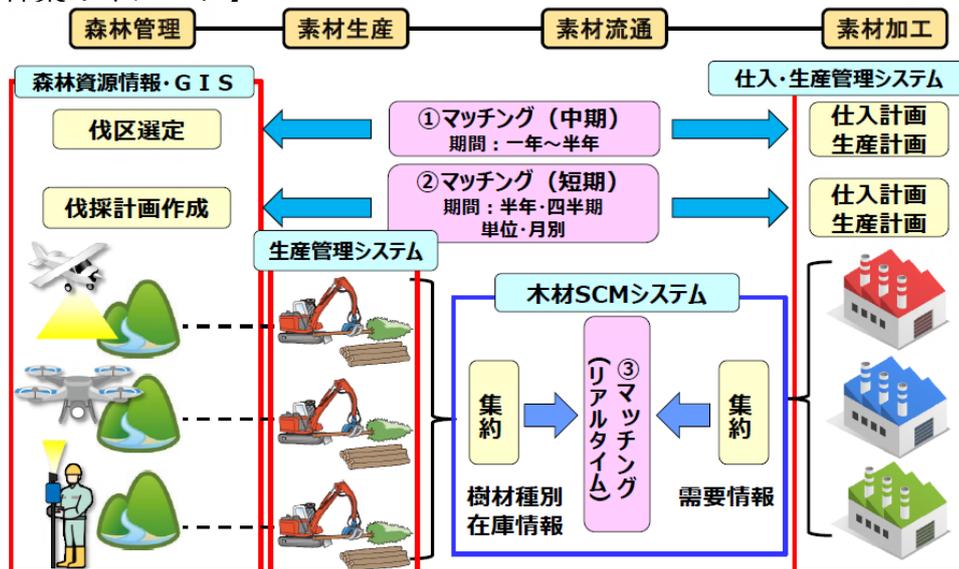


(3) 林業の成長産業化を実現

- ICT※を活用した低コストで効率的に搬出を行うスマート林業※の定着や人工林資源が充実した区域への重点的な路網整備等を通じた施業集約化の進展、高度な知識と技術を有する林業就業者の育成等により、林業の生産性が向上しています。
- 針葉樹人工林は、齢級構成の平準化が進展しており、木材が計画的かつ安定的に生産されているとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」といった、人工林資源の循環利用による持続可能な森林経営が展開されています。
- 品質及びデザイン性が高いJAS製品をはじめとした県産材・市産材製品が安定的に供給されているとともに、都市圏や海外などへの新たな販路の確立、公共建築物等への積極的な木材利用等による需要拡大が進んでいます。

これにより、新たな雇用の創出や林業就業者の所得向上など、地域経済全体が活性化し、豊かさが実感されています。

【スマート林業のイメージ】



「平成 30 年度スマート林業構築普及展開事業報告書」(林野庁)

【健全で多面的機能を発揮する森林と人工林資源の循環利用のイメージ】



## 5 プランの基本理念

本市の森林は、木材生産だけでなく、森林のもつ水源涵養や山地災害防止などの多面的機能の発揮に貢献するもので、現在だけでなく未来においても必要不可欠な存在です。そのため、森林を市民のかけがえのない財産として未来に引き継いでいかなければなりません。

そこで、100年後の福井市民に豊かな森林の恵みが享受されるよう、森林・林業・木材産業における将来に向けての基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 「伐って使って触れ合って未来に引き継ぐ森林づくりの推進」

## 6 プランの目指す姿

基本理念を実現していくため、森林・林業・木材産業の目指す姿を次のとおり定めます。

- 【目指す姿1】 未来を見据えた健全な森林づくり
- 【目指す姿2】 次世代を担う人づくり
- 【目指す姿3】 資源の循環利用による地域づくり

## 7 プランの基本方針

本市の森林・林業・木材産業等が目指す姿の実現に向け、今後5年間に取り組むべき方向性について、次のとおり基本方針を定めます。

### (1) 森林の多面的機能の強化



安心、安全の確保など豊かな市民生活を支えている森林の持つ地球温暖化の防止や山地災害の防止、水源涵養、保健休養、木材の生産等の多面的機能を強化するため、荒廃した民有林等の整備や森林の自然災害・病虫獣害等からの保全、保健休養の場としての利用などの取組みを推進します。

- ① 森林の整備
- ② 森林の保全
- ③ 防災・減災のための施設整備等の推進

### (2) 担い手の育成・確保



林業の魅力発信等による新規就業者の確保や、林業事業者の資質向上や安全な体制での活動支援を推進します。

特用林産物<sup>\*</sup>については、関係機関と連携し、「安全」と「消費者の信頼」を確保するため、ガイドブックなどを活用し、消費者から見える生産体制の構築や、健康食品としてPRを行い、消費拡大を推進します。

- ① 林業の担い手の確保・育成
- ② 特用林産物の生産者の確保・育成



### (3) 林業の成長産業化の推進

本格的な利用期を迎えた人工林資源を活用した林業の成長産業化を進めるため、林業の生産性の向上や市産材の需要拡大、林業の担い手の確保・育成、木材産業の振興などによる、「伐る、使う、植える、育てる」といった、森林資源を循環利用する取組みを推進します。

- ① 県産材・市産材供給体制の強化
- ② 県産材・市産材の需要拡大
- ③ 林内路網整備の推進
- ④ スマート林業の推進
- ⑤ 森林空間の利活用
- ⑥ 特用林産物の産地化の推進

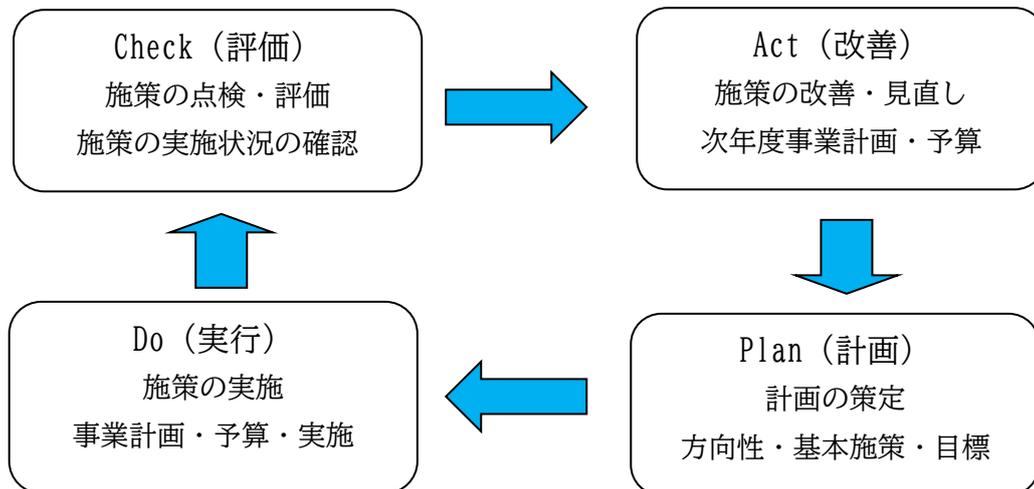
### 8 計画期間

本プランの計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 9 計画の推進と管理

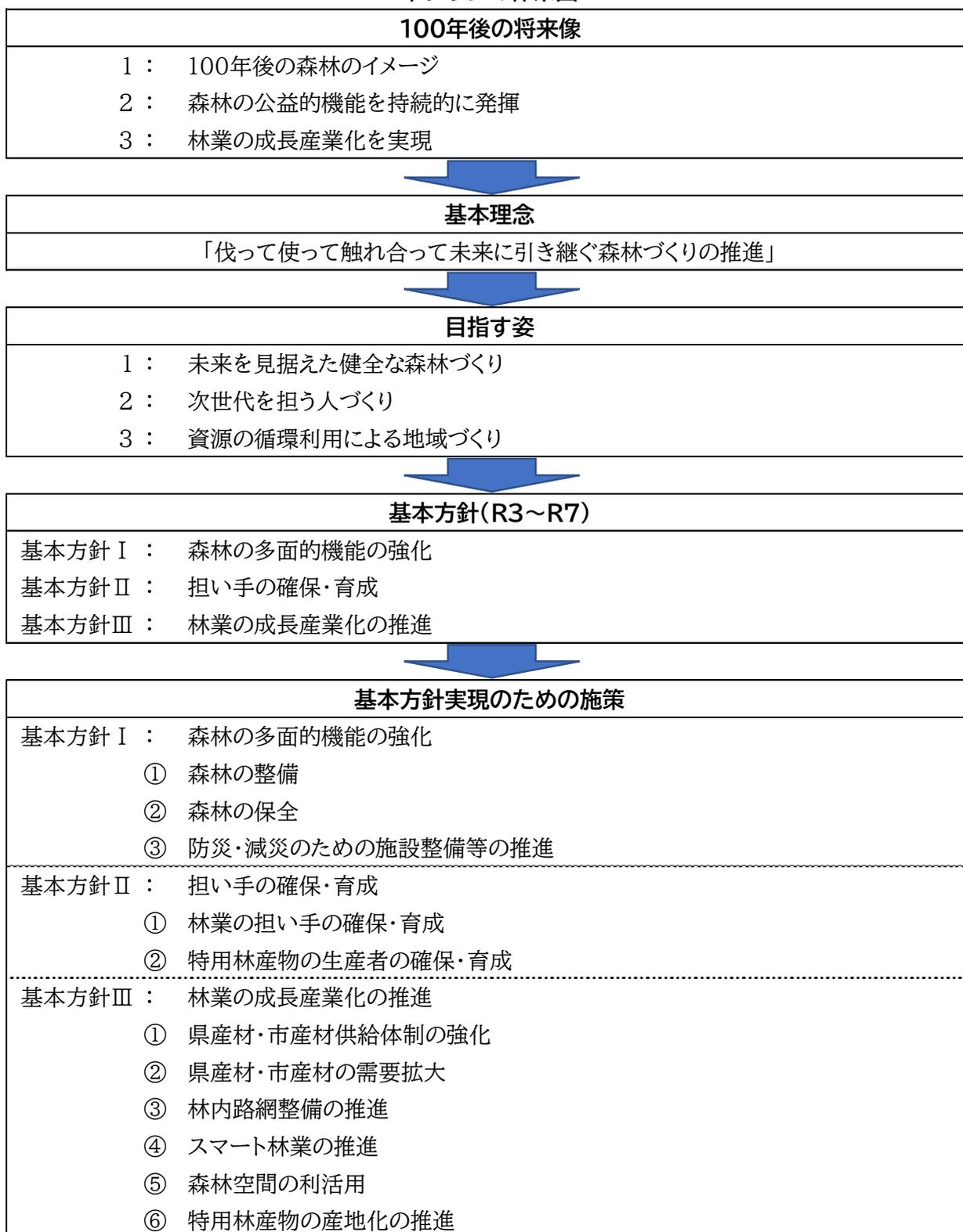
本プランに基づく、目標の達成状況及び目標の達成に向けた施策の実施状況については、毎年度、福井市総合農政推進会議に報告し、審議します。

また、施策の点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映していきます。



## 10 基本方針実現のための施策

### 本プランの体系図



## I 基本方針 1：森林の多面的機能の強化



### ① 森林の整備

#### ア) 森林区分の設定

- ・ 木材の供給はもとより、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、地形や土壌といった自然条件や路網などの生産基盤などを考慮した森林整備を促進します。



#### 具体的取組

- ・ 民有林において、100年後の望ましい森林の姿にするため、「市町村森林整備計画」を樹立・変更する際に、4つの森林区分によりゾーニングを設定します。
- ・ 「資源循環の森」では、森林経営計画の策定支援や主伐\*後の再造林、間伐等の森林整備を促進します。
- ・ 「環境保全の森」では、奥山林や畦畔林において、生物多様性保全に配慮した施業を促進します。
- ・ 「観光景観の森」では、景観形成のための森林整備を促進します。
- ・ 「生活保全の森」では、鳥獣害や自然災害から生活環境を守る施業を促進します。



整備された森林



整備の状況

#### イ) 森林経営管理法を活用した間伐等森林整備の推進

- ・ 平成31年4月施行の森林経営管理法により、森林所有者が森林の管理を行う意思がなく、林業経営に適していない森林は、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用し、市が意向調査を行い、意欲と能力のある林業経営体に経営管理を委託します。

#### 具体的取組

- ・ 地域森林計画対象森林のうち森林所有者が経営管理できていない森林について、森林経営管理法に基づき、本市が森林所有者から「経営管理権」を取得し、意欲と能力のある林業経営体に再委託し森林整備及び事前調査にかかる経費を支援します。
- ・ 地域の実情で集約化ができず、森林経営計画作成に至らない森林整備に対し支援します。
- ・ 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や、生物多様性の保全を図るため、里山林の整備・管理に対し支援します。



森林環境譲与税を活用した地域での話し合い



里山林の管理

## ウ) 森林整備の促進

- ・ 「伐って、使って、植えて、育てる」といった資源の循環利用のサイクルを構築するため、主伐後の再造林やその後の下刈り、除伐、間伐等保育が確実に実施されるよう、国・県の補助事業の活用などにより支援を行います。

### 具体的取組

- ・ 航空レーザー測量等のICT技術により精度の高い森林資源情報を取得し、境界確認、計画的な木材生産や森林整備の推進に活用します。
- ・ 「森林経営計画」の再編（整理・統合）の中で、「資源循環の森」を広域にカバーできるよう、計画対象とする区分面積（林班計画・区域計画）を拡大する計画の策定を推進します。
- ・ 「森林経営計画」の策定を促進するため、森林境界を明確化する活動を支援します。
- ・ 地域の実情に応じて、森林施業における間伐などの作業に係る経費を支援します。
- ・ 間伐材の有効利用を促進するため、搬出経費を支援します。
- ・ 伐採跡地の確実な再造林を進めるため、再造林と獣害対策を支援します。
- ・ 4つの森林区分の条件に応じて、長伐期化、針広混交林化を促進します。
- ・ 長期的に小規模な間伐を繰り返す施業による複層林や針広混交林への誘導を支援します。
- ・ 地形や気象条件等生育条件が厳しく木材生産が困難な奥山林等の人工林では、列状間伐※による針広混交林への誘導や、主伐と天然更新による林相転換を促進します。
- ・ 単一樹種や単一階層の森林から複数樹種や複数階層で構成される森林への誘導施業に対し支援します。
- ・ 資源循環の森から環境保全の森に移行するため、針広混交林化と広葉樹林化の手法を関係機関と連携し検討を行います。
- ・ 植林樹種の多様化を図るため、県が育林方法の確立を目指している早生樹（センダン・コウヨウザン等）について、状況に応じ、人工造林の対象樹種への追加を検討していきます。
- ・ これまで整備が進まなかった災害防止につながる送電線や道路等のインフラ施設周辺の森林整備を推進します。



早生樹の実証圃場



獣害対策を実施した森林

## エ) 再造林に必要な苗木生産力の強化

- ・ 市内外の苗木需要量の的確な把握・情報提供により、生産者の効率的な苗木生産を促進します。

### 具体的取組

- ・ 必要な苗木の確保に向け、生産規模の拡大や、短期に大量生産が可能なコンテナ苗※生産技術の導入などへの支援を行います。
- ・ 主伐・再造林の促進に対応するため、新たな苗木生産者の確保・育成を図ります。
- ・ 県と連携し、植栽の低コスト化が期待されるコンテナ苗の生産への支援と普及を推進します。

オ) 森林施業の生産性向上

- ・ 森林整備を実施する上で基礎となる、森林情報管理システム（森林GIS）※の森林情報について、航空レーザー計測データ※による森林資源情報や解析されたデータの活用を努めるほか、森林経営計画の策定や経営管理権集積計画※の策定にあたり境界確認や計画的な森林整備などの取組みを推進します。
- ・ 伐採から植付けまでの過程の効率化のため、高性能林業機械※などを用いて同時並行的に進める「伐採と造林の一貫作業システム※」の普及促進を図ります。
- ・ 伐採・集材が容易な列状間伐などにより造林作業の低コスト化を促進します。
- ・ ドローン※などのICTを活用したスマート林業の実現に向けた新たな技術や、一貫作業などの低コスト化の取組みを市有林において積極的に導入し、そのノウハウを民有林においても普及促進していきます。
- ・ 市有林は、地理的条件等に応じて、森林組合等林業経営体との連携などにより、効率的な路網整備や施業の集約化※を図り、適切な森林管理と採算性の向上に努めます。

具体的取組

- ・ 航空レーザー測量等のICT技術により精度の高い森林資源情報を取得し、境界確認、計画的な木材生産や森林整備の推進に活用します。（再掲）
- ・ 伐採から植栽までの過程の効率化のため、高性能林業機械などを用いて同時並行的に進める「伐採と造林の一貫作業システム」の普及促進を図ります。
- ・ 伐採・集材が容易な列状間伐などにより、造林作業の低コスト化を促進します。
- ・ 林業事業者と連携し、市有林と民有林の整備が一体的に実施できる手法を検討します。



「令和元年度森林及び林業の動向」(第201回国会(常会)提出(林野庁))

## カ) 企業・団体等による森林整備への支援

- ・ 森づくり活動を通じた交流により地域活性化を図るため、森づくりのノウハウやネットワークをもたない企業や団体等に対する普及啓発に努め、多様な主体による森づくりを推進します。
- ・ 森づくり活動によるJ-クレジット制度<sup>※</sup>を活用し、社会貢献活動として目に見える形で分かりやすく評価することなどにより、継続的な森づくりへの参加を促進します。

### 具体的取組

- ・ 里山で活動する市民団体等と連携し、人手が入っていない里山林の維持管理を促進します。
- ・ 森林の多面的機能を発揮させるため、市民団体が実施する里山整備や体験活動に対し継続的に支援します。
- ・ 「産」「官」「学」が連携し、市有林を活用したJ-クレジット制度の有効性を研究します。
- ・ 企業・団体と連携し、森に親しむ入口となる木工体験などのイベントの開催や情報発信を行うことにより、持続的な森づくりへの参加を促進します。
- ・ 市有林などを活用し企業による広葉樹の植樹、竹林の整備などを推進します。



企業と協働での森林づくり

## ② 森林の保全

### ア) 森林管理の推進

- ・ 水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林について、地域の実情を踏まえながら、県が指定する保安林について効率的かつ適切な管理に努めるよう連携を図ります。
- ・ 森林の機能の維持・増進を図るため、立木の伐採規制等による適正な保全や、植栽・間伐など適切な施業の把握に努めます。



### 具体的取組

- ・ 森林の伐採及び伐採後の造林届出事務と森林の土地所有者届出事務を適正に運用し、森林の保全に努めます。
- ・ 県と連携し、「保安林制度」の周知や巡視活動により、森林内での違法事案の予防に努めます。
- ・ 造林未済地の現状を把握した上で、関係機関と連携しながら森林所有者に対し植栽などを促します。

## イ) 病虫害対策の推進

- ・ 松くい虫被害<sup>※</sup>対策については、越前加賀海岸国定公園としての風致機能を保全するため、適切な予防対策や被害木の処理を重点的に実施するなど、被害の拡大防止を図るとともに、良好な森林景観を損ねている枯損木の処理にも積極的に取り組めます。

### 具体的取組

- ・ 松くい虫被害から松林を保全するため、予防対策や駆除対策を適切に実施します。
- ・ 松くい虫の被害の状況を把握するため、定期的に被害木調査を実施します。
- ・ 県と連携して、ナラ枯れ<sup>※</sup>等の被害に対し必要に応じて整理伐などの対策を取ります。



松くい虫予防対策の空中散布



松くい虫駆除事業の伐倒駆除

## ウ) 鳥獣被害の防止

- ・ 野生鳥獣被害については、第二種特定鳥獣管理計画等<sup>※</sup>に基づく個体数調整や、人と野生鳥獣との棲み分けを行うための森林整備、侵入防止柵設置等の被害防止対策などにより森林の保全に取り組めます。

### 具体的取組

- ・ 樹木の剥皮や苗木の採食等の被害を及ぼすニホンジカやツキノワグマについて、県が策定する「第二種特定鳥獣管理計画」等に基づき、適切な管理を図ります。
- ・ 鳥獣害被害防止計画に基づき、総合的・計画的に農林業への被害防止を図ります。
- ・ 鳥獣害対策協議会において有害鳥獣による農林業への被害対策の調査研究や普及啓発を図ります。
- ・ ニホンジカ被害を軽減するため、捕獲を実施します。
- ・ イノシシなどの有害獣による農作物などへの被害を防ぐため、電気柵等の導入や設置に対し支援します。
- ・ 捕獲の担い手不足を軽減するため、集落ぐるみで鳥獣害対策を行う協議会に対し狩猟免許の取得や更新を支援します。
- ・ 猟友会と連携し、捕獲従事者の技術向上・育成を図ります。
- ・ 集落・農地周辺の里山の景観向上や獣害対策のため、山ぎわでの除間伐を支援します。
- ・ 鳥獣の移動範囲が広域であることから被害対策の広域連携化を検討します。
- ・ 獣肉を地域資源と捉え、ブランド化の手法を検討しながら普及啓発を行い、消費拡大を図ります。
- ・ シカの生息数が増えていることから、捕獲を行う猟友会と協議し、効果的で効率的な捕獲方法を検討します。

## 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
1-1	森林整備の推進	森林整備の実施面積(年間)	400ha	395ha	500ha
1-2	森林の保全	主伐の増加に伴う再生林や地球温暖化の防止・荒廃森林の解消などに必要な間伐等による森林整備面積			

### ③ 防災・減災のための施設整備等の推進



#### ア) 治山施設の計画的な整備促進

- ・ 近年の集中豪雨等による大規模な山地災害が全国各地で頻発している現状を踏まえ、地形が急峻で、地質が脆弱な本市の山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるなど、地域の安心・安全を確保するため、山地災害危険地区等における治山施設の計画的な整備を県に要望します。

#### 具体的取組

- ・ 人家など保全対象への危険が大きく緊急性の高い箇所について、治山施設の計画的な整備に向け県や地域と連携を図ります。
- ・ 地域住民による防災活動について、県が選任する地域の代表者の山地災害モニターと連携します。
- ・ 山地災害により被災した箇所の早期復旧のため、県と連携し復旧対策を行います。
- ・ 県が計画的に治山施設の点検を進める中で、老朽化が著しいものや機能強化が必要なものは、地域と連携し対策が早期に実施できる体制を構築します。
- ・ 溪流沿いの森林（溪畔林）において、間伐を推進します。
- ・ 空気が乾燥する時期を中心に消防局等と連携し「山火事予防運動」を展開し、市政広報等を通じ防火意識の向上を図ります。

#### イ) 林道施設の長寿命化の推進

- ・ 高度成長期以降に集中的に整備された林道施設は、建設後50年を経過する割合が、今後増加するなど、老朽化が急速に進むことが見込まれます。

そこで、計画的に施設の点検・診断を実施するとともに、その結果に基づき平成30年度に策定した個別施設の長寿命化計画<sup>\*</sup>に基づき、林道の橋梁・トンネルなどの点検を行い補修・更新等による施設の長寿命化に向けた取組みを推進します。

#### 具体的取組

- ・ 長寿命化個別施設計画に基づき、林道施設（橋梁・トンネル）の点検・診断を実施し、計画的な補修を行います。
- ・ 林道の維持管理を行う自治会に対し、維持管理に係る経費を支援します。
- ・ 林道のパトロールなどを実施し、適切な維持管理を行います。
- ・ 自然災害により被災した林道施設を早期に復旧します。
- ・ 長期化している開設中の林道の早期完成を目指します。



長寿命化対策を講じた橋梁



長寿命化対策を講じたトンネル

【数値目標】

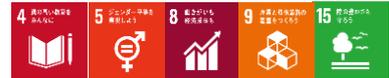
No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
1-3	林道施設等の長寿命化	橋梁・トンネルの長寿命化対策済施設数(累計)	—	3箇所	7箇所
		施設の機能維持のための長寿命化対策が必要な林道の橋梁・トンネルの補修箇所数			

## Ⅱ 基本方針 2：担い手の確保・育成



### ① 林業の担い手の確保・育成

#### ア) 林業の魅力発信等による新規就業者の確保



- ・ 就業希望者や県内高校生向けの就業に関する講習、市内外の就業希望者向けの体験ツアーやインターンシップ※など、本市の林業に対する就業意欲と理解を高める取組みを行い、新規就業者の確保と定着を図ります。

#### 具体的取組

- ・ 関係機関と連携して、移住定住のイベントや都市部で開催される「森林の仕事ガイダンス」等の就業相談会へ参加し、林業のPRや就業相談を実施し、U・Iターンの新規就業者の確保を目指します。
- ・ 就業相談会等で本市での就業に興味を持った方に対し、林業事業体と連携し体験や就業者との意見交換などを行う見学会を開催するとともに、参加に係る経費に対し支援します。
- ・ 就業奨励金の給付等により、生活費などの初期費用を支援します。
- ・ 森林技術者の若返りを図るため、林業事業体と連携し林業系の高校生に対し本市のPRを行い、就業機会の創出を図ります。
- ・ 自伐型林業者などの林業事業体と連携し、受講者の段階に応じた短期的な講習会を開催することにより、技能の習得を目指します。
- ・ 新規就業者が地域に早く慣れてもらうため、森林所有者が移住就業の世話役となるよう育成します。



県外での就業相談会



自伐林家の講習会

#### イ) 意欲と能力のある林業経営体の育成

- ・ 森林経営管理制度を活用した施業地の確保や機械のレンタルや各種研修への支援を通し、通年雇用体制の確立や安定的な収入の確保による労働環境の改善、経営基盤の強化を図ります。
- ・ 新たな森林経営管理制度の確実な実行に向け、「意欲と能力のある林業経営体」や「育成経営体※」の認定を促し、効率的かつ安定的な林業経営への取組みを促進します。
- ・ 林業経営体の経営能力向上を図るため、経営者を対象とした経営セミナーの参加促進や中堅就業者の資質向上に向けた研修実施などによる支援を行います。

### 具体的取組

- ・ 森林組合の経営強化に向けて、経営管理セミナーへの参加を促進します。
- ・ 林業従事者の流出を防ぐため、林業退職者共済掛金に対し支援します。
- ・ 県と連携し、効率的で安定的な林業経営を学ぶ研修会に対し支援します。
- ・ 自伐型林業者が自ら森林管理ができるよう、自ら企画実施する研修会等に対し支援します。
- ・ 自伐林家や林業事業者が行う森林整備や作業道開設に対し支援します。
- ・ 効率的な作業環境を構築するため、高性能林業機械の導入やレンタルに対し支援します。
- ・ 自伐林家が間伐材を山の市場に搬出する際の経費の一部を支援します。
- ・ 自伐林家や他の林業事業者と連携を図った森林管理体制づくりを研究します。
- ・ 作業道等が発生源となる林地崩壊が発生した場所において現場検討会を開催し、災害に強い森林づくりを研究します。
- ・ 県が推進しているコミュニティ林業の拡大に森林組合等の林業事業者と連携し取組みます。

### ウ) 人材育成のあり方の検討

- ・ 林業の生産性の向上を図るため、事業収支を踏まえた長期的な森林経営計画の立案・実行管理や、高性能林業機械・ICT技術の活用による効率的な森林施業など、地域の森林経営管理を総合的に推進できる人材の育成のあり方について、幅広く検討し、高度な知識と技術を身につけた人材の確保・育成に取り組めます。

### 具体的取組

- ・ 関係機関と連携し、森林技術者の段階的な育成を推進します。
- ・ 快適な労働環境を構築するため、熱中症対策や作業補助装置などの装備品に対し支援します。
- ・ 林業労働者の技能の向上を図るための講習会の参加に対し支援します。
- ・ 獣害対策のための施設設置や防除対策の研修を開催します。
- ・ 森林経営に必要な基本的スキルを有する「施業プランナー」の育成、資質維持等を図るための研修に対し支援します。
- ・ 山菜やジビエ販売と林業の組み合わせや雑貨販売と林業との組み合わせなど林業の複合化・多角化に対する支援を検討します。
- ・ 魅力ある労働環境整備による若手・女性の登用拡大を図るため、林業に関わる若手・女性の交流会開催などにより就業状況を把握し、登用拡大、活躍推進に取り組む事業者に対する支援を検討します。

## ② 特用林産物の生産者の確保・育成



### ア) 特用林産物の生産者の確保・育成

- ・ 特用林産物については、関係機関と連携し、「安全」と「消費者の信頼」を確保するため、消費者から見える生産体制の構築や、健康食品としてPRを行い、消費拡大を推進します。
- ・ 生産者と消費者を繋ぐツールを構築することで収益性を確保することにより生産者の育成・確保に取り組めます。

#### 具体的取組

- ・ 収益性を確保するため、生産者と消費者を繋ぐECサイトなどのツールを構築します。
- ・ 県や森林組合等と連携し新規就業者やU・Iターン就業者の獲得に向けた取組を推進します。また、ベテランの林業者による新規就業者への研修会等を開催します。
- ・ 新たに特用林産物の生産を始めた方に対し、生活費などの初期費用を支援します。
- ・ 本市の漁業者と特用林産物生産者が連携した商品開発に対し支援します。
- ・ 特用林産物の生産量の実態把握を行い、生産拡大を希望する生産者に対し、県と連携し施設整備の支援を行います。



特用林産物の生産現場

#### 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
2-1	林業の担い手の確保・育成	林業の新規就業者数(累計)	10人	37人	25人
		森林整備や木材生産の目標達成に必要な新規就業者数			

※前プランの目標は、福井市まち・ひと・しごと総合戦略の目標数を記載

### Ⅲ 基本方針3：林業の成長産業化の推進



#### ① 県産材・市産材供給体制の強化

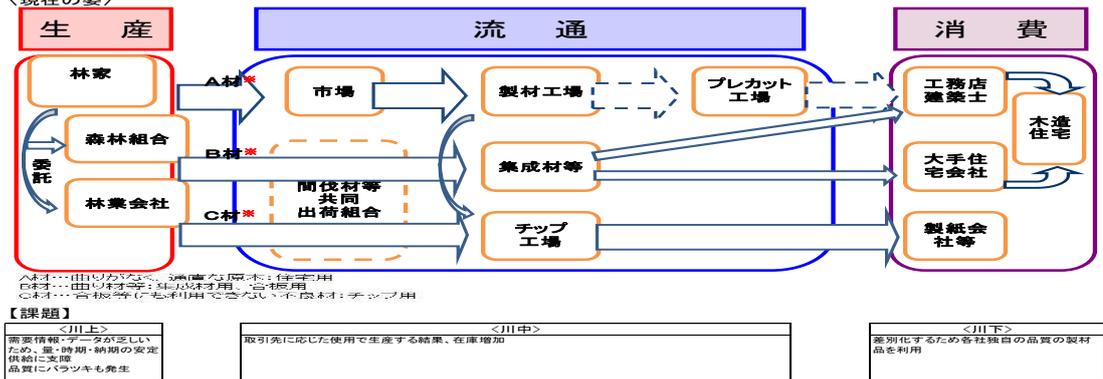
##### ア) 林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーン※の構築

- ・ 県産材・市産木材の需要拡大に大きく貢献する住宅などの建築用材の利用促進に向け、供給力や生産性の向上、流通コストの削減を図るため、木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携した取組みに対して支援を行うなど、サプライチェーンの構築を図ります。

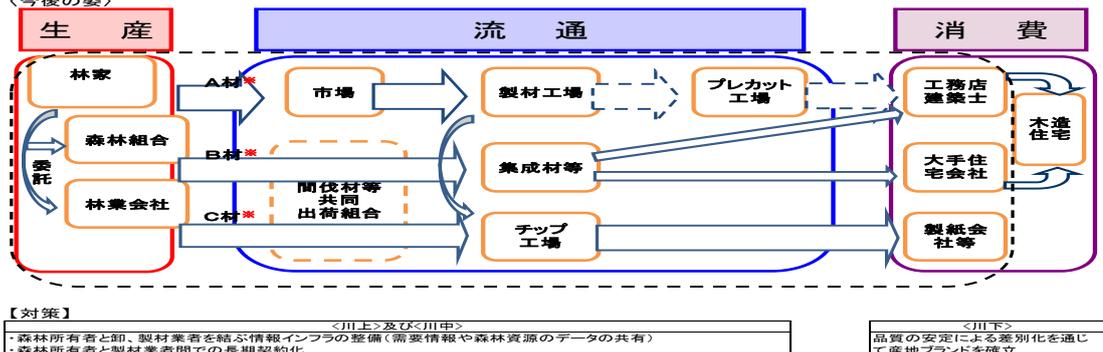
#### 具体的取組

- ・ 材質や形状に合わせて用途区分された間伐材について、木材市場、集成材工場、バイオマス発電所等への搬出経費に対し支援します。
- ・ 県、協議会や研究機関と連携し、県産材・市産材利用を行う上で必要となる情報を整理した「ふくいの木材利用の手引き」を作成します。
- ・ 木材流通の合理化や流通コストの低減を図るため、ストックヤード、集出荷機械等の施設整備を必要に応じ支援します。
- ・ 木材加工体制の強化を図るため、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場の誘致を早期に実現するよう県に要望し、協議しながら誘致に協力します。
- ・ ウッドデザイン賞受賞作品を含めた家具・建具や県産材住宅の展示会を開催し、「木材」の周知やPRに取り組めます。
- ・ 流通全体のそれぞれのプレーヤー（川上、川中、川下の事業者）には利害関係があり、サプライチェーンの取組を進める上で弊害となっているため、ふくいの未来の森林づくり推進協議会において、それぞれのプレーヤーがサプライチェーン構築に参加できるようにします。

木材産業の今後の展望  
〈現在の姿〉



〈今後の姿〉



参考文献：日本政策投資銀行資料、福井県県産材活用課資料

## イ) 品質の確かな製品の加工・供給体制の整備

- ・ 需要者ニーズを踏まえた品質・性能の確かな県産材製品の供給に向け、木材加工事業者に対する施設整備やJAS認定<sup>※</sup>取得への支援のほか、県や研究機関が製材・乾燥技術等の向上のための技術・強度試験した結果を積極的にPRしていきます。

### 具体的取組

- ・ 木材加工体制の強化を図るため、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場の誘致を早期に実現するよう県に要望し、協議しながら誘致に協力します。(再掲)
- ・ 品質・性能の確かな県産材製品の供給を行っている本市のJAS認定工場のPRを行います。
- ・ JAS制度の普及や認定手続きに係る経費に対し支援します。
- ・ ふくいの森林づくり推進協議会の中で、JAS構造材など建築構造材の普及啓発について研究していきます。

## 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-1	県産材・市産材供給体制の強化 他	木材生産量(年間) (A材+B材+C材)	—	34,901 m <sup>3</sup>	46,500 m <sup>3</sup>
		伐期を迎えた資源の活用及び齢級構成の平準化を図るために必要な木材生産量			
3-1	県産材・市産材供給体制の強化	製材用途の木材生産量(A材) (年間)	—	1,202 m <sup>3</sup>	5,600 m <sup>3</sup>
		住宅の建築用材など付加価値の高い製材用途の木材生産量			

## ② 県産材・市産材の需要拡大

福井市木材利用基本方針に沿って、木材利用拡大の施策を展開します。

### ア) 公共建築物等の木造・木質化の促進

- ・ 木造や内装が木質化された公共建築物は、展示効果やシンボル性が高く、木材の良さや木材利用の重要性を多くの市民に感じてもらえることから、福井市木材利用基本方針に基づき、公共建築物等の木造・木質化を促進します。

### 具体的取組

- ・ 公共工事等において、県産材・市産材の活用を促進するため、今後作成する「ふくいの木材利用の手引き」を活用し、木材活用委員会で検討を行います。
- ・ 建築材だけでなく土木資材での木材利用拡大に積極的に取組むため、県や研究機関が取り組んでいる木材・間伐材利用における新たな工法や技術について、木材活用委員会の中で情報共有を図ります。
- ・ 公共建築物の木造化や木質化、木製品等の備品など公益性・公共性の高い取組に対し森林環境譲与税を活用し支援します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、木製仕切り板の導入など公共施設への木製品の導入を行います。



木材を利用した公共施設の例

#### イ) 民間建築物等への木材の利用促進

- ・ 地域の森林資源の活用を促進し、生産者へ利益を還元する「循環の輪」を確立することを目的に、林産物の生産、流通、販売関係者、建築・建設関連団体、行政関係者、学識経験者で構成する「ふくいの未来の森林づくり推進協議会」を令和元年9月に設立し、生産や利用に係る情報共有・調査研究、生産体制の整備、流通・販売の拡大の検討、担い手の育成、普及啓発等の検討を継続して行います。
- ・ 一般の住宅や倉庫等の建築においても木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援策等に取組みます。

##### 具体的取組

- ・ 県、協議会や研究機関と連携し、県産材・市産材利用を行う上で必要となる情報を整理した「ふくいの木材利用の手引き」を作成します。(再掲)
- ・ 地震でのブロック塀倒壊の被害を踏まえ、市関係部局と連携し、児童又は生徒をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀の除却又は除却後の木塀への建替えに対し支援します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の防止対策を行うため、木製の仕切板等の設置に要した経費に対する支援を検討していきます。
- ・ 天然乾燥<sup>\*</sup>や立木葉枯らし処理<sup>\*</sup>などについて、森林組合等の林業経営体と連携を図りながらブランド材の可能性について検討します。

#### ウ) 都市圏等への販路拡大の促進

- ・ 大消費地である都市圏に事務所がある本市の強みを生かし、市内事業者の製品を都市圏の消費者に対しPRし販路開拓を行います。
- ・ 市内に眠る市産材の既存木製品や新規木製品を掘り起こし、「ふるさと納税返礼品」として活用することで、木材の需要拡大を図ります。

##### 具体的取組

- ・ 市内の県産材・市産材の木製品について「ふくいの森からの贈り物」などストーリー性を持たせた商品開発により、東京事務所や県と連携しながら都市圏でのPRを行い販路拡大に繋がります。
- ・ 市内の県産材・市産材の木製品をふるさと納税返礼品として活用します。

## エ) 県産材・市産材利用の普及啓発

- ・ 県産材・市産材の利用の重要性に対する市民の理解を深めるため、「木の日（毎年10月8日）」を含めた「木材利用推進月間（毎年10月）」において、木材利用の意義を学ぶ機会の確保や、県産材・市産木材に関する情報の発信など、県産材・市産木材の利用の普及啓発に取り組めます。

### 具体的取組

- ・ ふくいの未来の森林づくり推進協議会と連携し、市民ホールにて土木工事、イベントに活用できる資材や家具・建具の展示会を開催します。
- ・ 親子が共に触れ合う「子どもの居場所」において、県産材・市産材を積極的に利活用するモデル性の高い施設整備や調度品等の購入に対し支援します。
- ・ 高志林業協会と連携し、子育て関連施設や子どもたちが参加するイベントに対し、木のおもちゃの貸し出しを行います。
- ・ 福井市緑化推進委員会と連携し、小学校での学校林を活用した体験活動や各地区での木材利用に対する支援を行います。



県産材を利用した家具・建具展示会



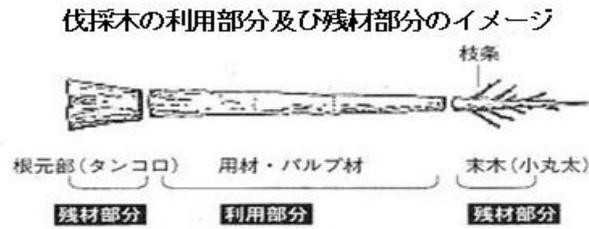
木のおもちゃの貸し出し

## オ) 未利用間伐材等の供給体制の整備

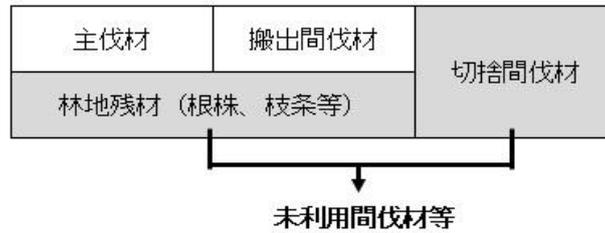
- ・ 未利用間伐材、製材残材、低質材など、木材を資源として余すことなく使い尽くすカスケード（多段階）利用<sup>※</sup>の促進を図ります。
- ・ 大型木質バイオマス発電<sup>※</sup>施設への木材チップ<sup>※</sup>の安定供給など、広域的な課題等に対応するため、山の市場運営協議会において協議を行い、安定供給体制の強化に取り組めます。
- ・ 森林資源を無駄なく有効活用し、エネルギーの地産地消による地域内での経済循環に向け、木質バイオマスボイラーや薪ストーブなどの導入を促進するとともに、専門技術者の派遣を通じたボイラー導入の提案や技術的助言等により、木質バイオマスの利用促進を図ります。

### 具体的取組

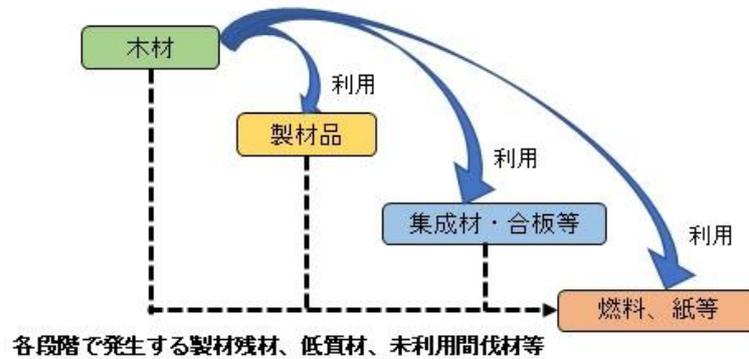
- ・ 原木の伐採搬出を促すため、自伐林家等による山の市場への木材の持ち込みを支援します。
- ・ 薪やチップ等の木質エネルギーの環境面での利点をPRし、薪ストーブの普及を促進します。
- ・ 「株から枝葉まで丸ごと利活用モデル」を構築するため、間伐材として搬出した幹の部分に加え、枝葉部分や根元部分を搬出し、森林組合や自伐林家などの林業事業者と製材・加工者が連携し各部分材の活用策について検討していきます。
- ・ 木質バイオマスエネルギー導入の方向性について検討していきます。



未利用間伐材等の概念図



カスケード利用のイメージ



【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-2 3-3	県産材・市産材供給体制の強化他	木材生産量（年間）（A材＋B材＋C材）	—	34,901 m <sup>3</sup>	46,500 m <sup>3</sup>
		伐期を迎えた資源の活用及び齢級構成の平準化を図るために必要な木材生産量			
3-2	県産・市産材需要拡大の推進	木材製品出荷量（B材）（年間）	—	13,051 m <sup>3</sup>	23,800 m <sup>3</sup>
		市内の製材・合板工場における製品出荷量			
3-3	木質バイオマスの利活用の推進	木質バイオマス燃料用木材供給量（C材）（年間）	—	20,648 m <sup>3</sup>	17,100 m <sup>3</sup>
		末木枝条の活用や製材残材等の木質バイオマス燃料として利用される木材の量			

### ③ 林内路網整備の推進



#### ア) 計画的な林内路網の配置

- ・ 県産材・市産材を安定的に低コストで搬出するとともに、主伐後の確実な再造林を確保し、森林資源の循環利用を進めるため、林地の傾斜区分や導入する作業システムに応じて、森林整備や木材生産を進める上で基幹となる林道と、これを補完する林業専用道<sup>※</sup>や森林作業道<sup>※</sup>のそれぞれの役割に応じた適切な配置に向け、計画的に整備します。
- ・ 将来の維持管理経費の軽減、輸送コスト低減につながる林道の改良を進めます。

#### 具体的取組

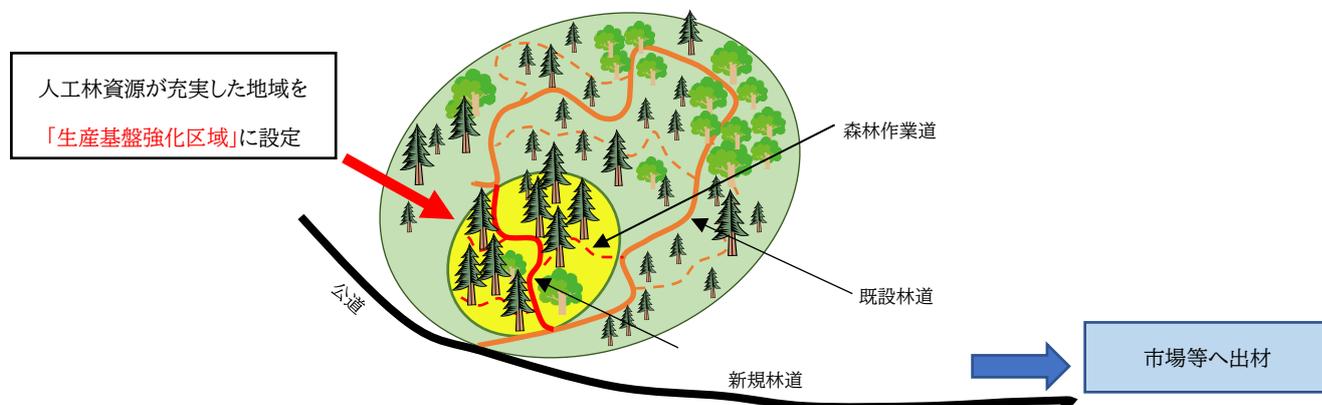
- ・ 長期化している林道開設について早期完成を目指します。
- ・ 輸送コストの低減を図るため、林道の舗装等の改良工事を行うとともに林道や林業専用道と作業道を適切に組み合わせた路網ネットワークづくりを推進します。
- ・ 作業道の計画策定に当たり、森林施業にあった路網配置や将来の維持管理を見越した計画になるよう、県と連携し必要な講習会を開催します。
- ・ 地域の地形・地質にあった安全で壊れにくい作業道の開設を実践できる人材を育成します。
- ・ 作業道の改良や補修に対し支援します。



「令和元年度森林及び林業の動向」(第201回国会(常会)提出(林野庁))

## イ) 生産基盤強化区域の設定

- ・ 県産材・市産材を低コストで効率的に搬出して、県内の市場や合板工場等へ安定供給するため、人工林資源が充実した区域を生産基盤強化区域として設定し、木材の搬出等を集中的に実施するための林道・森林作業道等の整備に重点的に取組みます。



### 具体的取組

- ・ 持続可能な林業経営を図るため、「資源循環の森」の中で、原木の供給先となる合板・製材工場の集荷の範囲内にあり、区域内の人工林の蓄積量のうち標準伐期齢<sup>\*</sup>以上の占める割合が5割以上となっているなどの森林を抽出し、生産基盤強化区域に設定していきます。

### 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-4	林内路網整備の推進	林内路網の整備延長（累計）	—	339 k m	350 k m
		森林整備や木材生産の目標達成に必要な林道、森林作業道等の整備延長			

## ④ スマート林業の推進

### ア) ICTの活用による林業経営の効率化

- ・ 森林整備を実施する上で基礎となる、森林情報管理システム（森林GIS）の森林情報について、航空レーザー計測データによる森林資源情報や解析されたデータの活用を努めるほか、森林組合等林業経営体で作成する森林経営計画や、森林経営管理法に基づき市が作成する経営管理権集積計画の策定など集約化の取組みを実施します。
- ・ 市有林をドローンなどのICTを活用したスマート林業の実現に向けた新たな技術の取組みを検証するフィールドとして活用し、そのノウハウの民有林への普及促進を図ります。

## 具体的取組

- ・ 航空レーザー測量等のICT技術により精度の高い森林資源情報を取得し、境界確認、計画的な木材生産や森林整備の推進に活用します。(再掲)
- ・ ドローンやアシストスーツなどICTを活用した資機材に対し支援を行います。
- ・ 県などの関係機関と連携し、市有林をスマート林業の実現に向けた新たな技術の取組みを検証するフィールドとして活用します。



「令和元年度森林及び林業の動向」(第201回国会(常会)提出(林野庁))

## ⑤ 森林空間の利活用

### ア) 森林の保健休養機能の活用

- ・ 市有林や民有林の観光・レクリエーション利用を促進し、地域の活性化を図るため、森林公園などにおいて、森林レクリエーション、森林セラピー※、エコツーリズム※、林業体験、森林環境教育など、地域の福祉・観光等、様々な分野と連携した森林活用プログラムを提供します。



市内にある森林公園

#### 具体的取組

- ・ 「木ごろの森」、「清水きらの森」、「榎山公園」を木育<sup>※</sup>・森林環境教育拠点施設に位置づけ、里山づくりに関するスキル、森林環境を体験する機会の情報等を提供します。
- ・ 「森のようちえん」や「プレーパーク」等の活動を行うグループ等に対し森林公園の積極的な活用を促します。
- ・ 福井県林業カレッジと連携し、市有林を研修の場として活用します。
- ・ 既存の森林公園の再編の中で解体される遊具を再利用し、木育・森林環境教育拠点施設の充実を図ります。
- ・ 県・民間団体と連携し、山や森林に馴染みのない地域の子どもや大人に対し、森林や林業への興味につながる体験イベントの開催に取組みます。

#### イ) 美しい森林景観づくりの推進

- ・ 森林山村エリアにおける、眺望を阻害する樹木の伐採や修景のための森林整備を行い、二枚田幹線林道から見た海岸線などの「魅力ある森林景観スポット<sup>※</sup>」を選定し、眺望ポイント等のPRなどにより、美しい森林景観づくりの推進や森林の魅力発信を行います。
- ・ 今後、本市の西部側の森林は数多くの風力発電施設（風車）の立地が計画されていることから、風車と林道を組み合わせた美しい森林景観づくりを検討します。

#### 具体的取組

- ・ 道路からの眺望により景観としての価値が高く県内外から人を呼び込むことができる森林整備に取り組めます。
- ・ 福井の森林を県内外に周知するため、景観スポットを募集し眺望ポイントのPRを行います。
- ・ 「エコ」を象徴するものである、風力発電施設（風車）が並ぶ空間と林内路網を活用し、観光・レクリエーションの振興を検討します。

#### ウ) 森林を活用したサービス産業の促進

- ・ 従来の登山やアウトドアにとどまらず、リラクゼーションや健康寿命延長などの場として森林を捉え、健康・観光・教育等の多様な分野で森林空間を活用して、都市住民や外国人等呼び込み、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出に努めます。

#### 具体的取組

- ・ 医療・福祉、観光、教育など多様な分野の市民団体等が実施する森林空間を活用した取組（森林のサービス産業）に対し支援を行い、関係人口の増加を促進します。
- ・ 森林空間での取組を活用した体験型観光や地域住民との新たな商品開発や需要調査、販路開拓などのモデル構築の実証を行います。
- ・ 木ごろの森などの既存公共施設（森林公園）において、体験の森として活用を図ることで、子どもだけでなく大人も楽しめる環境の整備を行います。
- ・ 木ごろの森や榎山公園に遊歩道や舗装された周遊道があり沿線には広葉樹や水芭蕉などがあることから散策道としての活用を検討します。

## エ) 木育・森林環境教育の推進

### (木育)

- ・ 次代を担う子どもたちが、幼少期から木に触れ親しむことをはじめ、市民一人ひとりが木の魅力や利用の意義を学ぶことにより、将来にわたり県産材・市産材の利用を通じた森林資源の循環利用につなげていくため、机・椅子の導入への支援を行うほか、木工教室や積み木等、木に触れる機会を設けるなど、「ふくい木育基本方針」に基づき「木育」の取組みを推進します。

### (森林環境教育)

- ・ 森林の役割や大切さについて、児童・生徒等の理解を深めるため、自然観察や親子キャンプ等の体験型のプログラムを森林公園などで提供するとともに、学校林活動、緑の少年団の活動、森のようちえん、教育機関等が行う森林体験活動など「ふくい木育基本方針」に基づき「森林環境教育」の取組みを推進します。



保育園での木育の様子



木のおもちゃ博での木工体験

#### 具体的取組

- ・ 森林づくりに対する理解を深めるため、「ふくい木育基本方針」を策定し、企業・団体等に広く木育・森林環境教育を普及します。
- ・ 子どもが「木」を五感で感じる機会を創出するため、住民登録された新生児に地域材を活用した誕生祝品の贈呈を検討し、木育について説明する資料を配布します。
- ・ 子どもとその親に対し木への関心を高めるため、学校教育の体験授業などを通じて木に触れる機会を創出します。
- ・ 地域材の利用について学ぶ機会などの木育への理解を深めるイベント等を開催します。
- ・ 親子が共に触れ合う「子どもの居場所」において、県産材を積極的に利活用するモデル性の高い施設整備や調度品等の購入に対し支援します。(再掲)
- ・ 児童館などの子どもの居場所において、子どもの安全を図るため床板や腰板などの内装材の整備・補修に対し支援します。
- ・ 木の良さを身近に感じることができる空間づくりを進めるため、公共スペースにおいて木製品や木製遊具等の導入を進めます。
- ・ 木のおもちゃ博などの木育イベントに対し、積極的に参加します。

#### 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-5	森林空間の利	イベント参加者数(累計)	12,000人	13,477人	20,000人

活用	森林空間を利活用した森林環境教育等					
----	-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

## ⑥ 特用林産物の産地化の推進

### ア) 特用林産物の販路拡大

- ・ 地域の交流拠点において開催する、特用林産物の販路拡大に向けた展示・試食・販売等のイベントに対し支援を行います。
- ・ 「安全」と「消費者の信頼」を確保するため、ガイドブックなどを活用し、消費者から見える生産体制を構築します。
- ・ きのこと料理の普及や六次産業化による加工品開発を進めながら、健康食品としてPRを行い消費拡大に努めます。
- ・ 特用林産物の認知度向上に向けて、市ホームページへの掲載や様々なイベントでのPRを行うとともに、購入可能な店舗の情報についても広く周知します。
- ・ 特用林産物の需要拡大に向け、「ふくいの森からの贈り物」と題しストーリー性を持たせ、物産展や商談会、インターネット販売など販路開拓に取り組むとともに、観光客などへの周知を図ります。

#### 具体的取組

- ・ 広葉樹材の搬出を促進し、原木しいたけや炭だけでなく、関係機関と連携し新たな利活用方法を検討することにより、特用林産物の生産の維持を図ります。
- ・ 未利用森林資源を活用した家庭用暖炉薪の生産システムの構築について検討します。
- ・ 生産者の経営体力に基づき必要に応じて生産安定化への設備導入の支援を行います。
- ・ 森林組合、家具建具協同組合、林業者、流通業者等との協議の場として、ふくいの未来の森林づくり推進協議会で情報交換を行い、販売戦略の方向性を共有します。
- ・ 消費者から「安心」、「安全」、「信頼」を得るため、ガイドブックなどを活用し、品質の確保を促進します。
- ・ 林業者の持つ技術力を活用し、きのこと料理の普及や福井の歴史や日本の木の文化と組み合わせた福井ならではの新たな商品開発への取組みを推進します。
- ・ 観光面から特用林産物を「ふくいの森からの贈り物」と題してストーリー性を持たせた商品開発により、福井の林業のイメージアップを図ります。
- ・ 市関係部局と連携し、ふくい「一押し逸品」や「ふくいの恵み」等への展開を推進します。
- ・ 首都圏などでの物産展や商談会、バイヤー招へい、インターネット販売など多様化する販売チャネルを活用した販路開拓・拡大への取組を推進します。

#### 【数値目標】

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-6	特用林産物の産地化の推進	特用林産物の生産量（年間）	—	167 t	180 t
		市内で生産される特用林産物の生産量			

【数値目標一覧】

1 森林の多面的機能の強化

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
1-1	森林整備の推進	森林整備の実施面積(年間)	400ha	395ha	500ha
1-2	森林の保全	主伐の増加に伴う再生林や地球温暖化の防止・荒廃森林の解消などに必要な間伐等による森林整備面積			
1-3	林道施設等の長寿命化	橋梁・トンネルの長寿命化対策済施設数(累計)	—	3箇所	7箇所
		施設の機能維持のための長寿命化対策が必要な林道の橋梁・トンネルの補修箇所数			

2 担い手の育成・確保

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
2-1	林業の担い手の確保・育成	林業の新規就業者数(累計)	10人	37人	25人
		森林整備や木材生産の目標達成に必要な新規就業者数			

3 林業の成長産業化の推進

No.	項目	指標	前プラン目標	前プラン実績	目標値(R7)
		指標の考え方			
3-1	県産材・市産材供給体制の強化 他	木材生産量(年間) (A材+B材+C材)	—	34,901 m <sup>3</sup>	46,500 m <sup>3</sup>
3-2		伐期を迎えた資源の活用及び年齢構成の平準化を図るために必要な木材生産量			
3-3					
3-1	県産材・市産材供給体制の強化 (ア)	製材用途の木材生産量(A材)(年間)	—	1,202 m <sup>3</sup>	5,600 m <sup>3</sup>
		住宅の建築用材など付加価値の高い製材用途の木材生産量			
3-2	県産・市産材需要拡大の推進 (イ)	木材製品出荷量(B材)(年間)	—	13,051 m <sup>3</sup>	23,800 m <sup>3</sup>
		市内の製材・合板工場における製品出荷量			
3-3	木質バイオマスの利活用の推進 (ウ)	木質バイオマス燃料用木材供給量(C材)(年間)	—	20,648 m <sup>3</sup>	17,100 m <sup>3</sup>
		末木枝条の活用や製材残材等の木質バイオマス燃料として利用される木材の量			
3-4	林内路網整備の推進	林内路網の整備延長(累計)	—	339 km	350 km
		森林整備や木材生産の目標達成に必要な林道、森林作業道等の整備延長			
3-5	森林空間の利活用	イベント参加者数(累計)	12,000人	13,477人	20,000人
		森林空間を利活用した森林環境教育等のイベント参加者数			
3-6	特用林産物の産地化の推進	特用林産物の生産量(年間)	—	167 t	180 t
		市内で生産される特用林産物の生産量			

前プラン実績の表記について：(年間)は令和2年度の実績見込み

(累計)は平成28年度から令和2年度までの累計

林業の新規就業者数(累計)の前プラン目標は、福井市まち・ひと・しごと総合戦略の目標を記載

※なお、数値目標(年度毎を含む)は社会情勢等を勘案し、随時見直しを行う。

## 1 1 プランの実現に向けて

本プランの実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての市民が、森林の整備・保全に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持った上で、森林資源の有効活用を図ることが重要です。

また、市はもとより、森林所有者、森林組合等の林業経営体、木材加工・建築事業者、県など、森林・林業・木材産業やその他企業の関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携して取組みを進めていくことが必要です。

### (1) 期待される役割

#### ① 市民等

- ・ 市民共有の財産である森林の整備・保全、県産材・市産材の利用、森林空間の利活用などの取組みへの積極的な参加
- ・ 日常生活等を通じた県産材・市産材の利用を推進

#### ② 森林所有者

- ・ 森林経営管理法において、所有する森林の適時の伐採、造林及び保育等の実施により経営管理を行わなければならないことが責務として明確化されたことを踏まえ、自らまたは市町村・林業経営体等への委託等により経営管理の実施

#### ③ 森林組合等の林業経営体

- ・ 施業の集約化等による生産性の向上に努め、収益の増加を図り経営基盤を強化するとともに、持続的な管理・経営の推進
- ・ 新たな森林経営管理制度の確実な実行に向け、市からの森林の経営管理の再委託の意欲的な受託
- ・ 特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的な事業の展開

#### ④ 木材加工事業者等

- ・ 木材加工事業者等は、県産材・市産材の有効利用及び安定供給の推進や加工技術の向上、新たな用途の開発、人材の育成などにより木材産業の振興への寄与
- ・ 建築業者及び設計業者等は、積極的に県産材・市産材の利用の推進

#### ⑤ 企業等

- ・ 林業・木材産業関連団体と連携し、民間建築物等における木材利用の促進
- ・ 県・市・関係機関と連携し、木育などの森林・林業・木材産業の普及

⑥ 県

- ・ 国や県内他市町等との連携調整を行い、市に対し適切な指導・助言
- ・ ふくいの森林・林業基本計画の推進に向け、関係団体や県内市町に対し積極的な情報提供や施策の展開

⑦ 市

- ・ 本プランの目標達成のため、国や県との連携を図り、積極的な施策展開
- ・ 関係者の合意形成を図り、森林整備のマスタープランとなる福井市森林整備計画を改定し、これに基づき施策を展開するとともに、森林経営管理法に基づく民有林の経営管理の推進
- ・ 公共建築物等の木造・木質化による県産材・市産材の利用拡大や木質バイオマスの利用促進などによる地域資源の有効活用

⑧ 市有林

- ・ 市有林を森林の公益的機能を高度に発揮させるための森林整備や保健休養の場としての活用を進めるとともに、森林資源を有効活用していくための先導的な取り組みを行い、そのノウハウを林業事業体に普及

(2) 財源の確保

プランを実現するためには、国・県の補助制度を積極的に活用するとともに、森林環境譲与税を有効に活用するなど、財源の確保に努めます。

(3) 進行管理

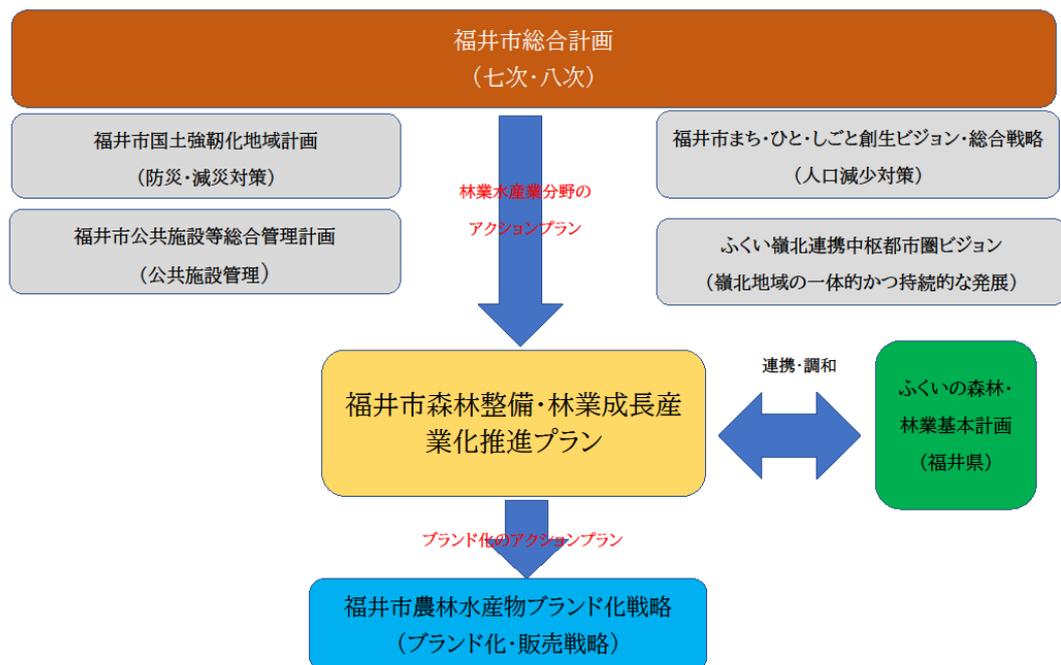
本プランの実行性を確保するため、毎年度、目標実現に向けた施策の進捗状況や効果等について点検、評価を行い、福井市総合農政推進会議へ報告するとともに、ホームページなどにより公表し、必要に応じて見直しを行います。

## 参考資料

### I 関連計画との整合

この計画は、福井市総合計画を上位計画として、以下のイメージ図のように関連計画があります。また、森林・林業に関する計画として、福井市森林整備計画、福井市木材利用拡大行動計画、福井市林道施設長寿命化計画(個別施設計画 橋梁、トンネル)、ふくい木育基本方針があり、他関連計画と整合を図り策定します。

福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン位置づけイメージ図

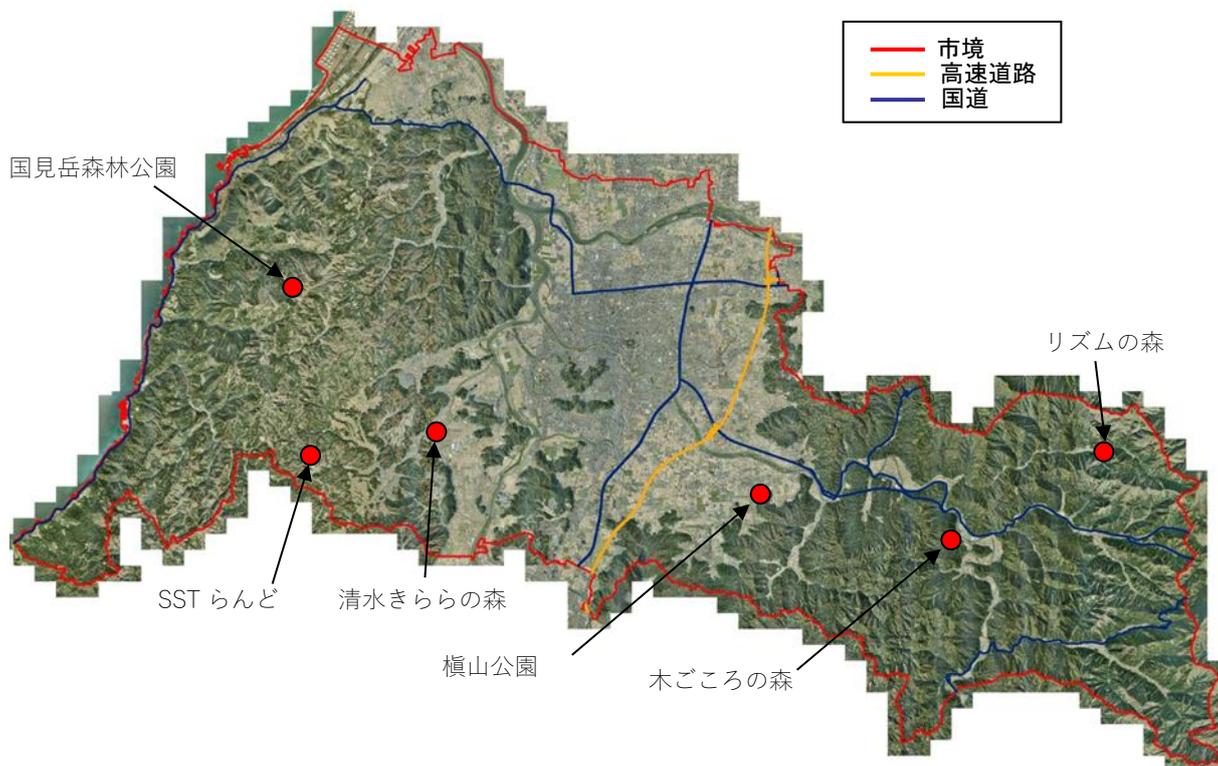


## II 本市の森林・林業・木材産業等の現状と課題

### 1 森林資源

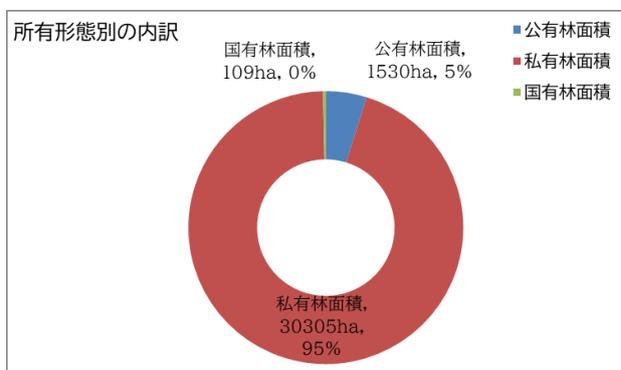
#### 〈現状〉

本市の森林面積は、平成30年度末で31,943haで総面積(53,641ha)の59.5%を占めています。

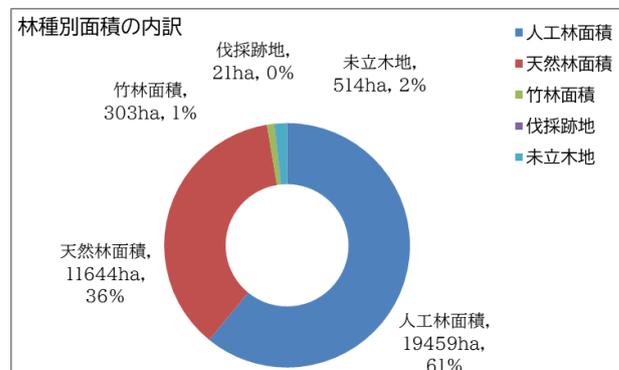


本市の森林のうち私有林と公有林を合わせた民有林面積は31,834haであり、総森林面積の99.7%を占めています。民有林は林業生産活動が行われている人工林、広葉樹が林立する天然生林等で構成されています。

スギを主体とした人工林面積は19,459haと森林面積の60.9%を占めており、天然生林は11,644haと民有林面積の36.5%を占めています。

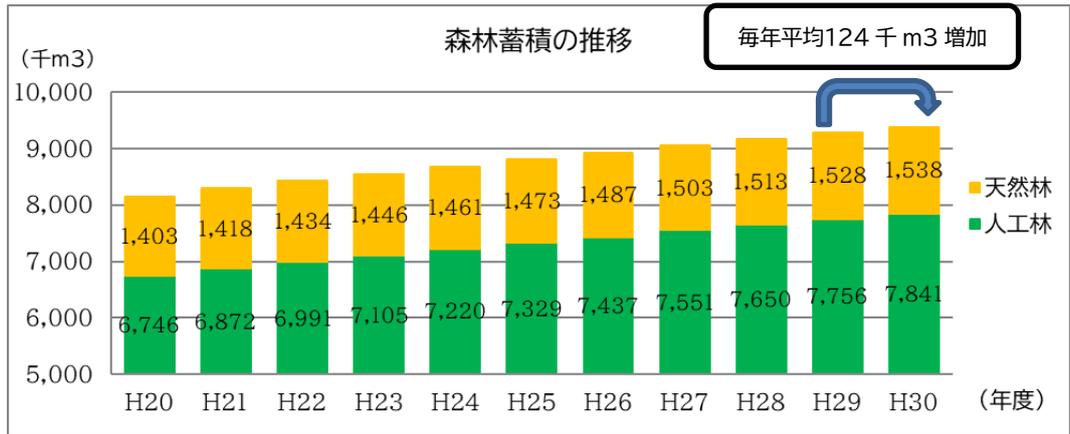


(出展：福井県林業統計書)



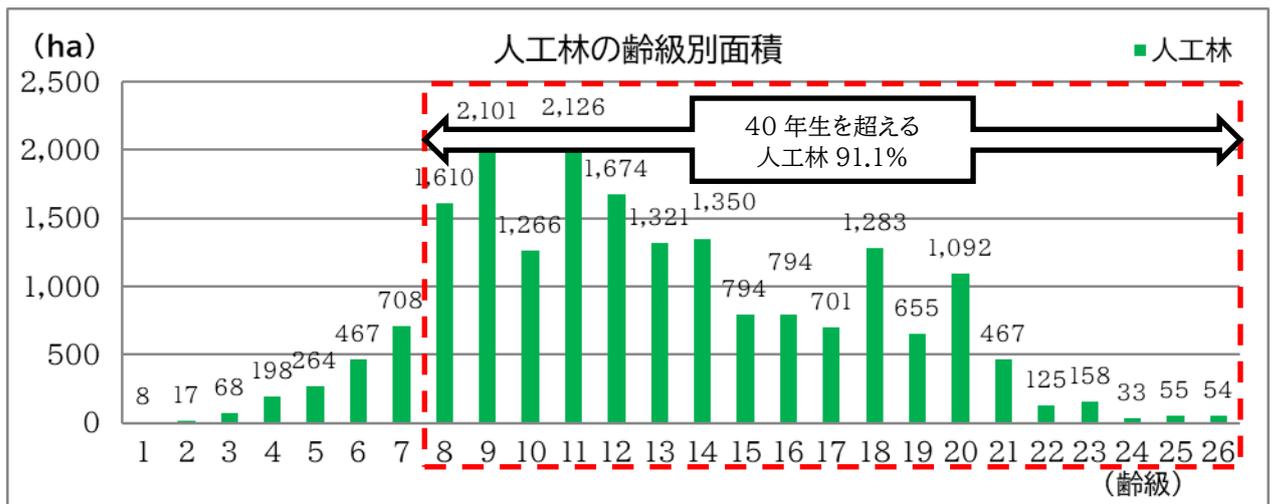
(出展：福井県林業統計書)

本市の森林資源（材積）は、人工林を中心に毎年平均124千m<sup>3</sup>増加し、平成30年度は9,382千m<sup>3</sup>となっており、充実しています。



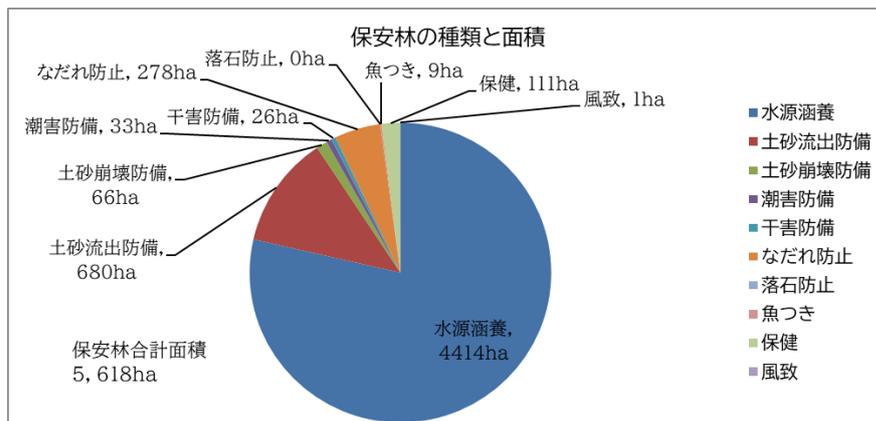
(出展：福井県林業統計書)

本市の人工林は、除間伐実施対象である、3～12齢級（11～60年生）は10,482haで人工林面積の54.1%を占め、主伐が実施できる8齢級（40年生）を超えている割合が約91.1%となっています。



(出展：森林簿（平成31年3月31日現在）)

一方、平成30年度末で本市の民有林のうち約17%が公益的機能の発揮が特に要請される森林として「保安林」に指定され、伐採の制限や転用規制等がかかっています。

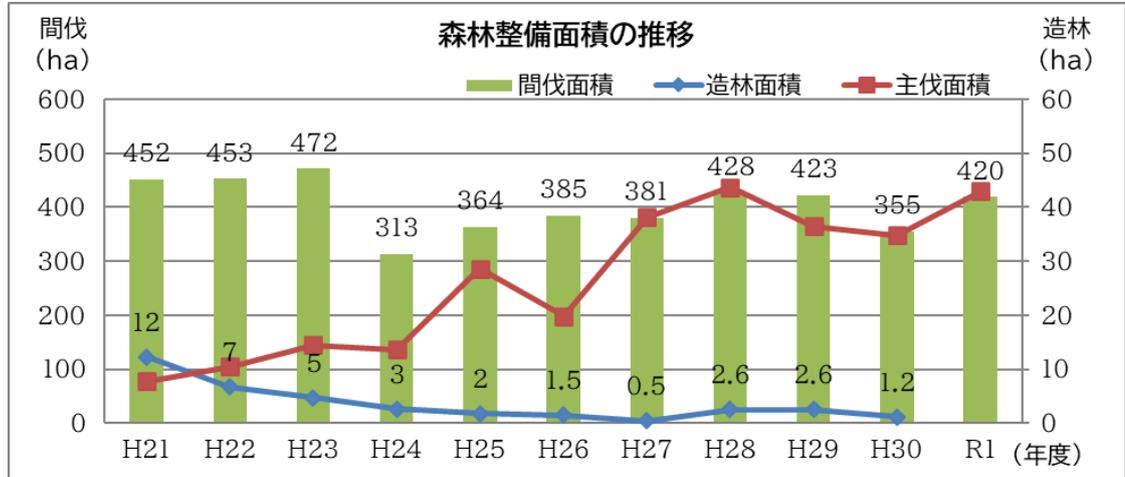


(出展：福井県林業統計書)

## 2 伐る森林整備の促進

### (1) 森林整備面積の推移

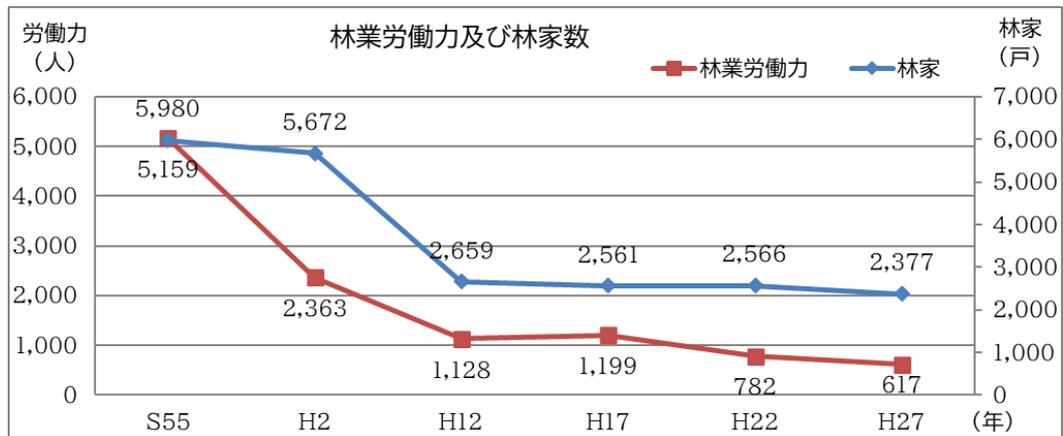
本市の間伐面積は年間平均400haで推移しているが、造林面積は減少傾向にあり、資源の循環利用が図られていない状況となっています。一方、作業道の開設等により主伐面積は増加傾向となっています。



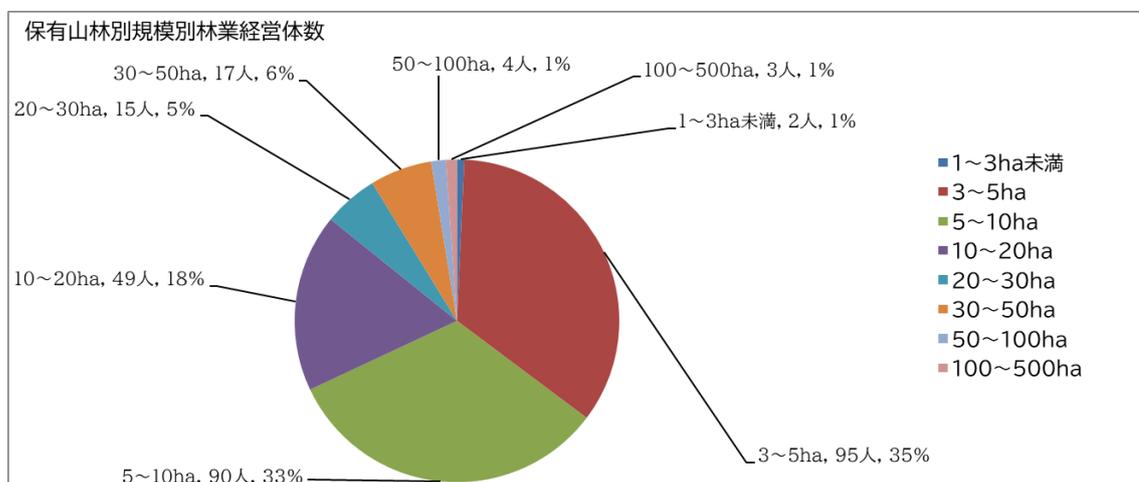
(出展：福井県林業統計書)

### (2) 林家等の推移

本市の林業労働力、林家数とも減少傾向、森林の所有形態は零細であり、集約化が難しい環境にあります。



(出展：2015年農林業センサス)

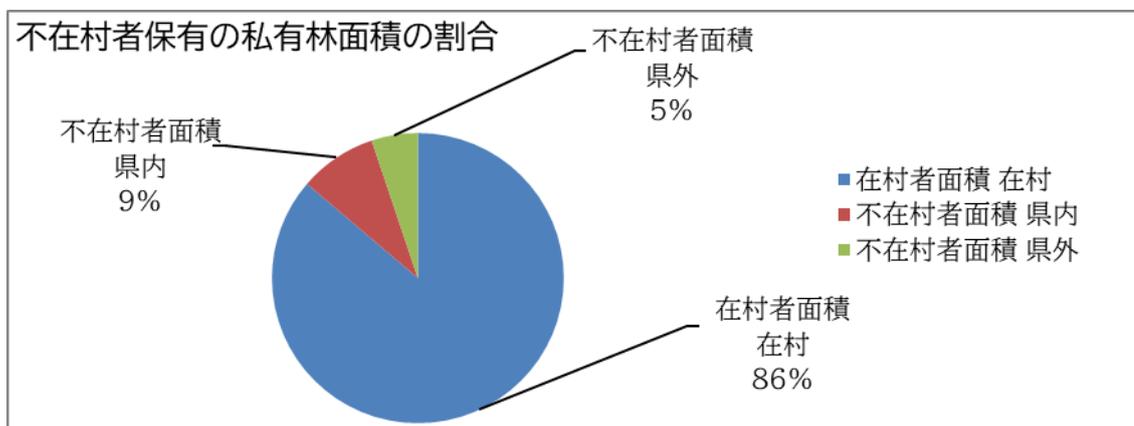


(出展：2015年農林業センサス)

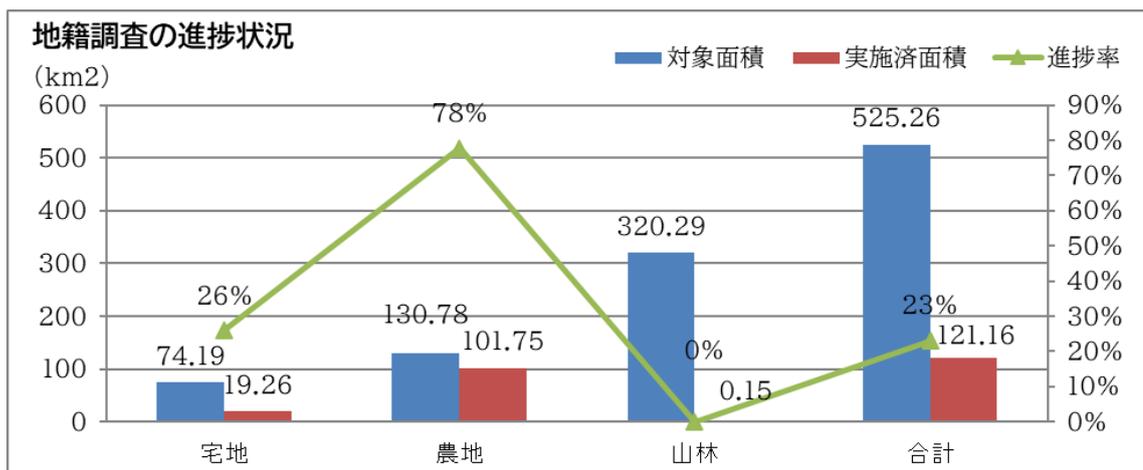
### (3) 施業の集約化

森林所有者の相続による世代交代等により不在村者が進んでいることに加え、地籍調査が進んでいないことにより、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要しています。

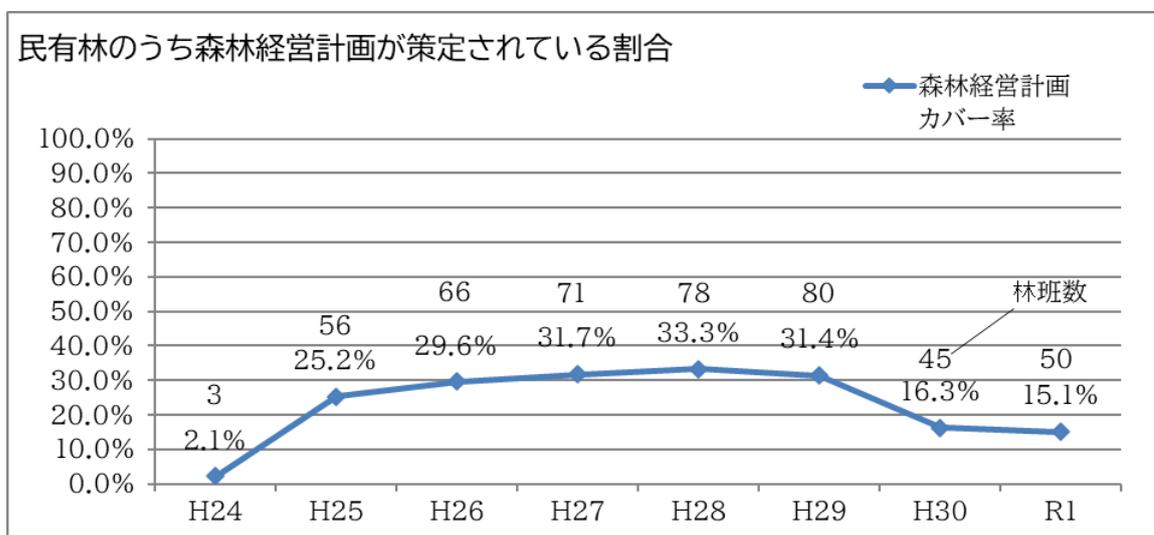
そのため、本市の私有林のうち森林経営計画が策定されている割合は低下し集約化が進みにくい状況となっています。



(出展：2000年農林業センサス)



(出展：福井市農村整備課調べ R2.3.31 時点)

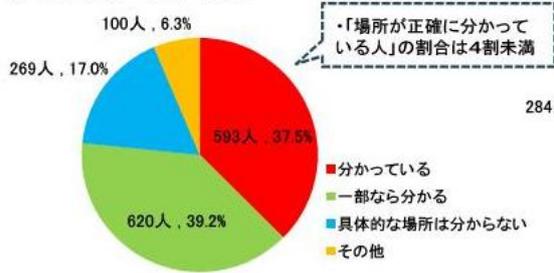


(出展：福井市林業水産課調べ)

森林所有者は所有森林の把握割合が低く、管理が行われていない割合が高い。

◆ 森林組合員に対する森林に関するアンケート結果

(1) 所有森林の場所の把握



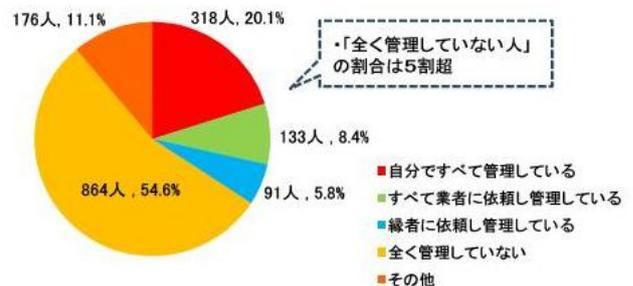
(2) 所有森林境界の把握



(3) 森林管理の後継者



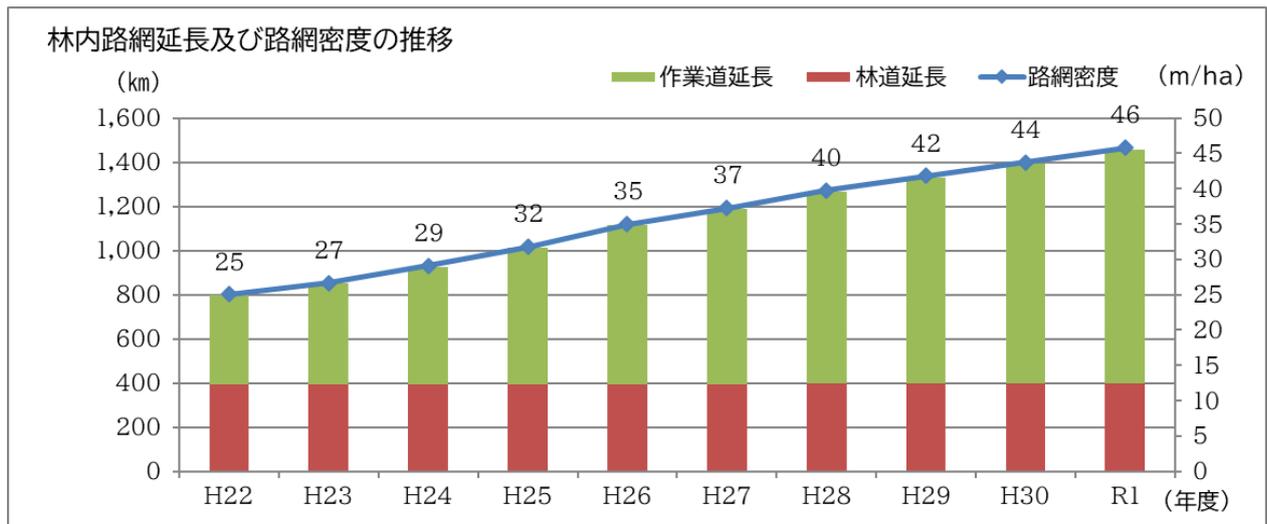
(4) 森林管理の実施



(出展：「次世代に残す美しい森林に関するアンケート」より抜粋)

(4) 作業の効率化の推移

本市の生産基盤である路網延長は約1,458kmで、路網密度はヘクタール当たり46mと年々充実していることに加え、高性能林業機械の購入、リースに対し支援することにより生産性は向上しています。



(出展：福井県林業統計書、福井市林業水産課調べ)

森林組合別高性能林業機械保有数

機械 (使用用途)	福井森林組合	美山町森林組合	丹生郡森林組合	森林組合計
ハーベスタ (伐倒・玉切・集材・積込)	1台 H26	1台 H23		2台
グラップル (集材・積込)	3台 H23 H24 H27	2台 H6 H21	2台 H22 H25	7台
スイングヤード (集材)		2台 H21 H28		2台
タワーヤード (集材)		1台 H7		1台
フォワーダ (集材・運搬)	3台 H21 H23 H27	2台 H23 H28	2台 H19 H27	7台
トラック (運搬)	4台 H9 H17 H25 H26	6台 H3,H5, H7,H14, H18,H26	2台 H7 H25	12台

(出展：福井県林業統計書、福井市林業水産課調べ)



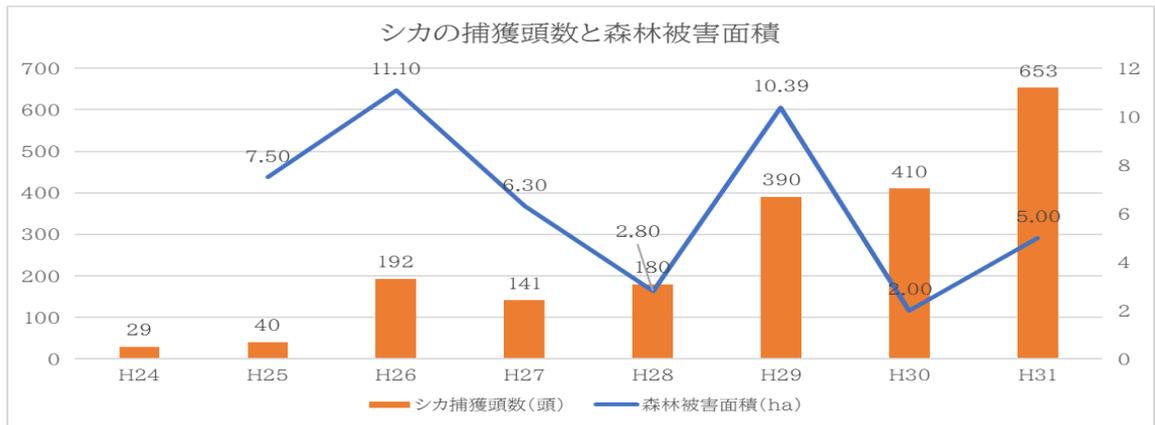
(出展：福井市林業水産課調べ)

### (5) 森林被害の推移

松林を保全する防除事業により松くい虫被害は減少している一方、被害量に波はあるものの生息域の拡大等を背景としてシカの森林被害があり、捕獲頭数も年々増加傾向です。



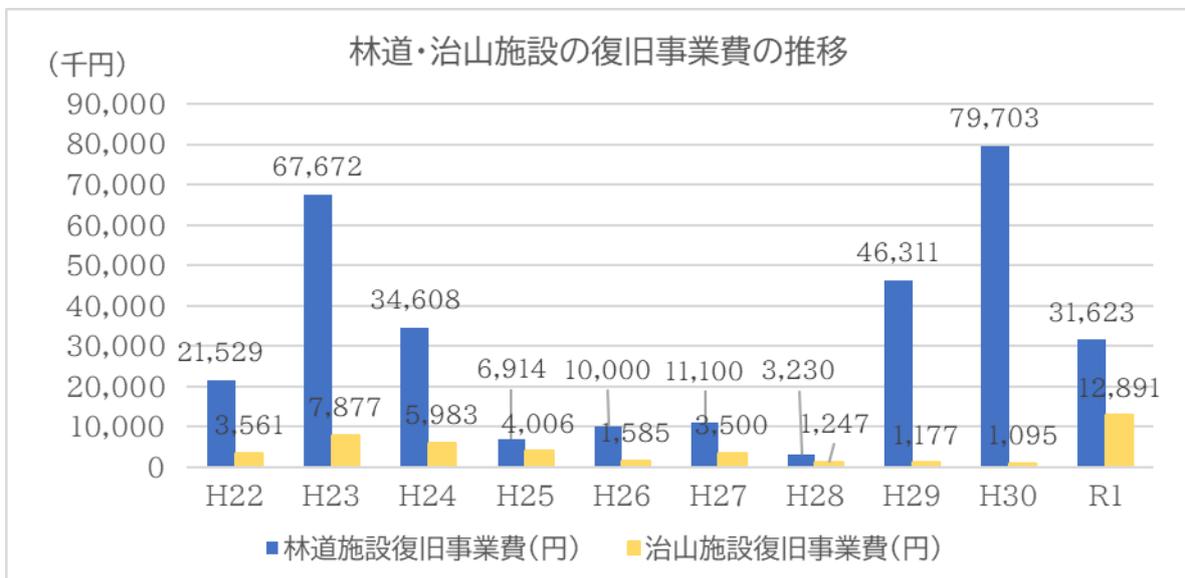
(出展：福井市林業水産課調べ)



(出展：福井市林業水産課調べ)

### (6) 林道施設・治山の復旧の推移

本市では、平成30年7月豪雨など近年の前線や台風に伴う豪雨の自然現象が頻発していることから、林道施設被害が増加しているとともに、小規模な治山対策も増加しています。



(出展：福井市林業水産課調べ)

〈課題〉

- 木材として利用可能な40年生以上の人工林が9割を超えるなど、本格的な伐採時期を迎えており、資源の有効利用の観点から、積極的な木材利用が求められています。〔Ⅲ-①-ア・イ、Ⅲ-②-ア・イ・ウ・エ・オ〕
- 森林資源が充実し、木材として利用可能な人工林が増加していることから、計画的な伐採や再造林等による適切な更新を図り、齢級構成を平準化することにより、持続可能な森林経営に向けた資源の適正な管理を行う必要があります。〔(Ⅰ-①-ア・イ・ウ・エ・オ・カ、Ⅱ-①-ア・イ・ウ、Ⅲ-③-ア・イ、Ⅲ-④-ア)〕
- 主伐後の確実な再造林のため、コンテナ苗を活用した伐採と造林の一貫作業システムを普及するとともに、必要な苗木の生産力の強化を図る必要があります。〔Ⅰ-①-エ〕
- 森林の公益的機能の維持・増進のため、依然として多くの荒廃した民有林が存在するため、引き続き整備を推進していく必要があります。〔Ⅰ-①-ア・イ・ウ・エ・オ・カ、Ⅰ-②-ア・イ・ウ、Ⅰ-③-ア・イ、Ⅱ-①-ア・イ・ウ、Ⅲ-③-ア・イ、Ⅲ-④-ア)〕
- 森林所有者の高齢化、不在村化が進む中で、効率的な森林整備を行うため、森林所有者の特定や土地境界の確定を早急に進めていく必要があるとともに、森林情報の精度の向上を図る必要があります。〔Ⅰ-①-オ、Ⅲ-④-ア)〕
- 小規模・分散している森林を集約化し、効率的な森林経営を行うため、森林組合等林業経営体による森林経営計画の作成を促進する必要があります。〔Ⅰ-①-オ、Ⅲ-④-ア)〕
- 経営管理が適切に行われておらず、森林所有者自ら管理を行う意思がない人工林については、平成31年4月に始まった新たな森林経営管理制度を活用し、適切に経営管理する必要があります。〔Ⅰ-①-イ)〕
- 林業経営が可能であるにもかかわらず活用されていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営体をつなぐシステムを構築する必要があります。〔Ⅰ-①-イ・オ)〕
- 木材価格の大幅な上昇は期待できない状況の中で、林業の採算性を向上させるためには、施業の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入などによる生産性の向上、低コスト化を図る必要があります。〔Ⅰ-①-オ、Ⅲ-④-ア)〕
- 林業の生産性の向上を図り、効率的な森林施業等を実施するためには、本市の小規模零細な林業経営体の経営基盤を強化するとともに、高性能林業機械やICT技術等を活用した高度な知識と技術を有する人材の育成が必要です。〔Ⅱ-①-ウ)〕
- 松くい虫被害については、被害発生地の先端地域の重点的かつ効果的な対策に取り組むなど、被害の拡大防止を図るとともに、良好な景観を保全していく必要があります。〔Ⅰ-②-イ)〕
- 野生鳥獣の被害を軽減するため、管理捕獲<sup>※</sup>による個体数調整を実施するとともに、生息環境の整備や獣害防止施設の設置など、効果的な防除対策を行う必要があります。〔Ⅰ-②-ウ)〕

- 気候変動に起因すると考えられる近年の記録的な豪雨等による林道の法面崩壊や山腹崩壊や土石流等の災害を未然に防止し被害を軽減するために、県と連携し、林道の災害復旧や治山施設の設置等、山地災害対策を一層進めていく必要があります。  
〔I-③-ア・イ〕

※〔 〕の記載の項目に上記の課題に対する対応策を記入しています。

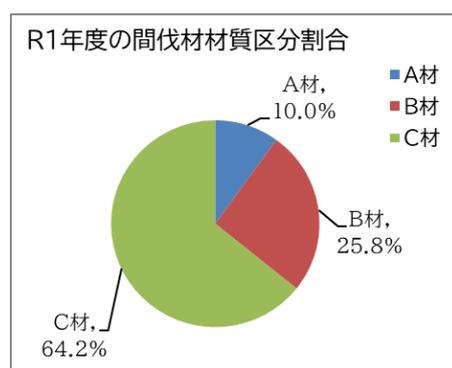
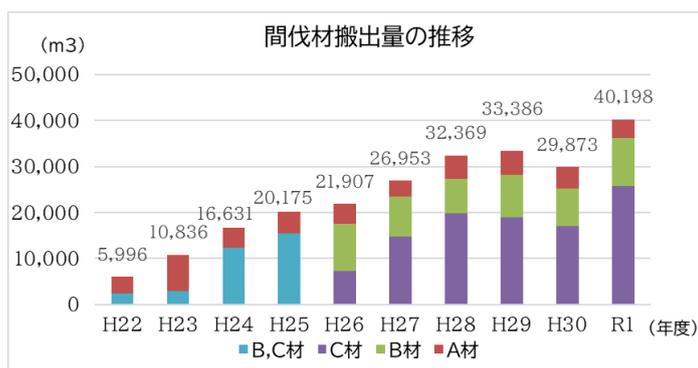
### 3 森林資源の利活用の拡大

#### 〈現状〉

##### (1) 間伐材搬出の推移

本市の間伐材搬出量は、平成24年度以降の切捨てから搬出間伐へと国の施策転換に加え、バイオマス施設の稼働により、品質毎の出荷先が確立したことにより搬出材積が飛躍的に増大しています。

その間伐材材質区分は、現在県内に大規模なB材工場がないことから、価格の低いC材が約6割と高い状況を占めています。

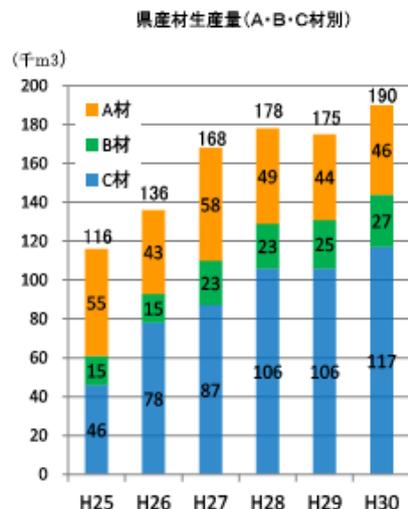


(出展：福井市林業水産課調べ)

#### ④ 木材需給の現状

近年、搬出間伐の事業量の増加や販路の拡大により県産材生産量は増加傾向にあります。また、木質バイオマス発電施設の稼働によりC材需要は堅調に推移しています。一方で県内にB材工場がないため、価格の低いC材の比率が高い状況になっています。

- ・ A材\*2は、県内の木材市場、製材工場を中心に出荷
- ・ B材\*3は、県外の合板工場へ出荷
- ・ C材\*4は、県内バイオマス発電施設を中心に出荷

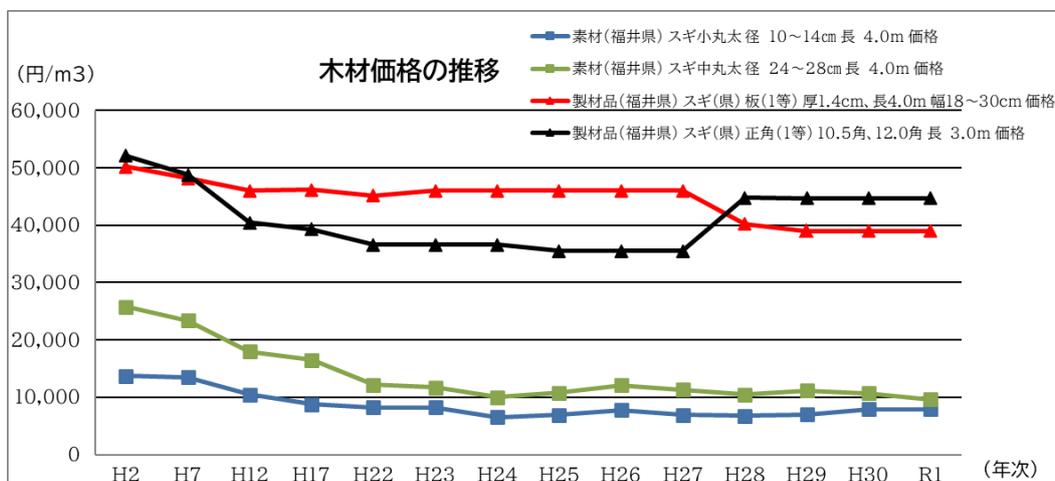


(ふくいの森林・林業基本計画より抜粋)

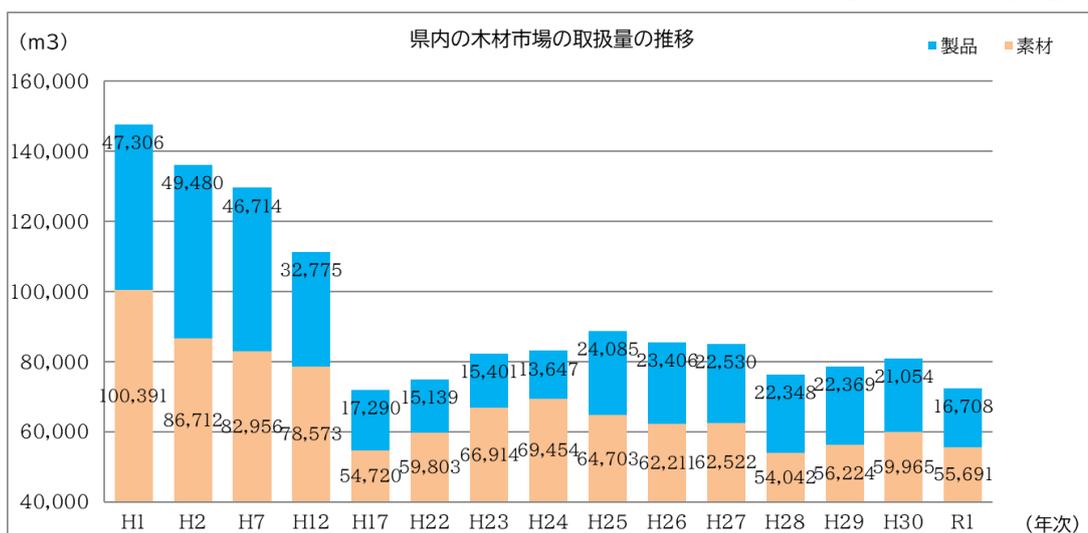
## (2) 木材産業の推移

本県の近年のスギの素材価格、製品価格ともにほぼ横ばいで推移し、県内の木材市場の取扱量、製材業、合板業、チップ製造業の事業所数、従事員数とも減少傾向です。

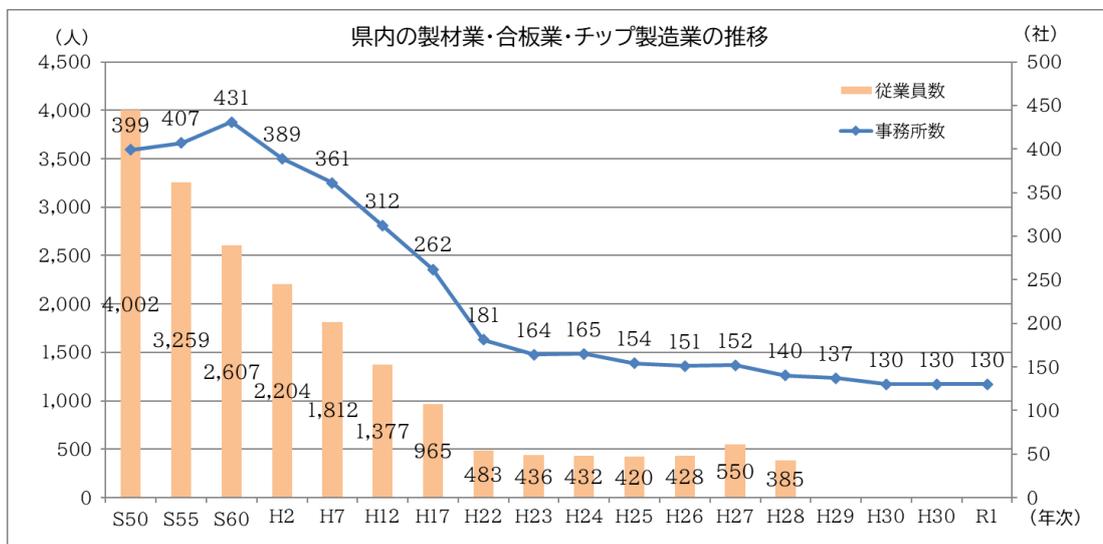
そのため、原木全体としての価値が向上しない状況です。



(出展：福井県林業統計書)



(出展：福井県林業統計書)



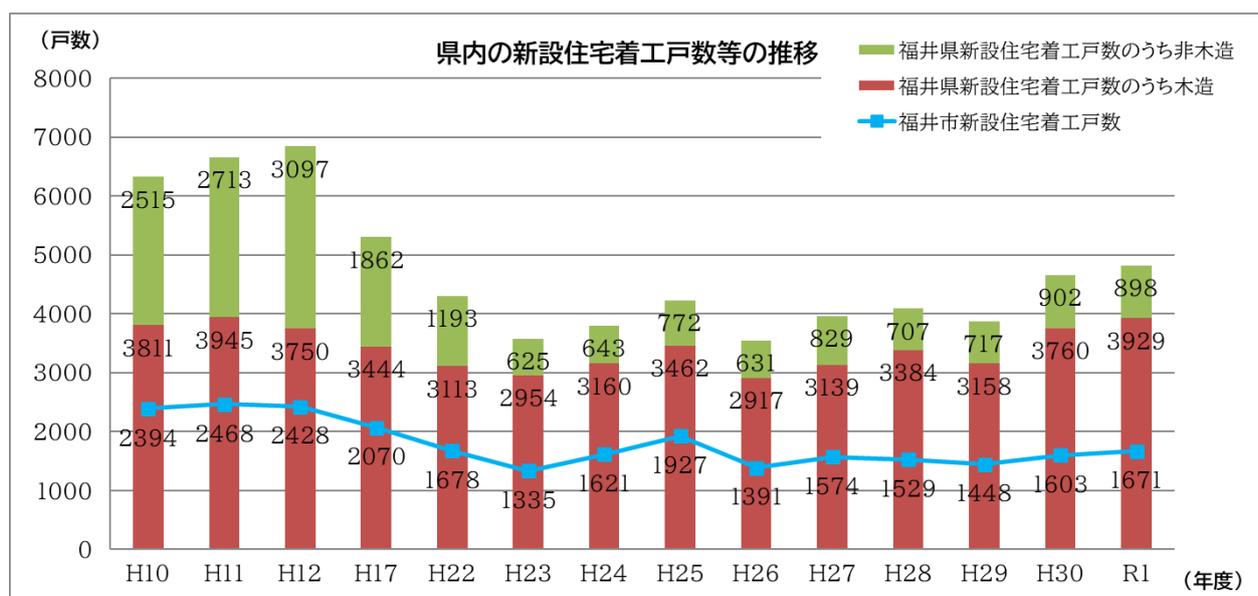
(出展：福井県林業統計書)

### (3) 住宅の推移

県内の新設住宅着工戸数は、減少傾向にあるものの、木造率は高い傾向にあり、平成30年度には81%と、全国平均の57%を大きく上回っています。

県、市内の新設住宅着工戸数は近年横ばいであり、ふくい森林・林業基本計画によると、県外のハウスメーカーやビルダーの進出が目立っている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新設住宅着工戸数が減少し、木材需要に影響を与えています。



(出展：建築物・住宅着工統計データ)

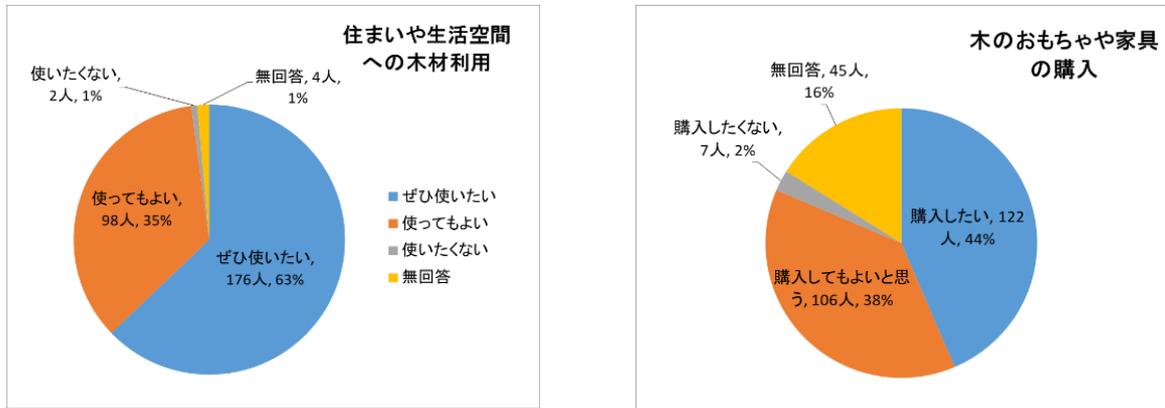
#### 《最近の福井県新設住宅着工戸数》

令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
戸数(戸)	298	256	396	298	321	381
前年同月戸数(戸)	292	353	467	449	440	405
前年比(%)	102.1%	72.5%	84.8%	66.4%	73.0%	94.1%

令和2年	7月	8月	9月	10月	11月
戸数(戸)	332	276	370	381	413
前年同月戸数(戸)	463	407	400	473	435
前年比(%)	71.7%	67.8%	92.5%	80.5%	94.9%

#### (4) 木材利用の動向

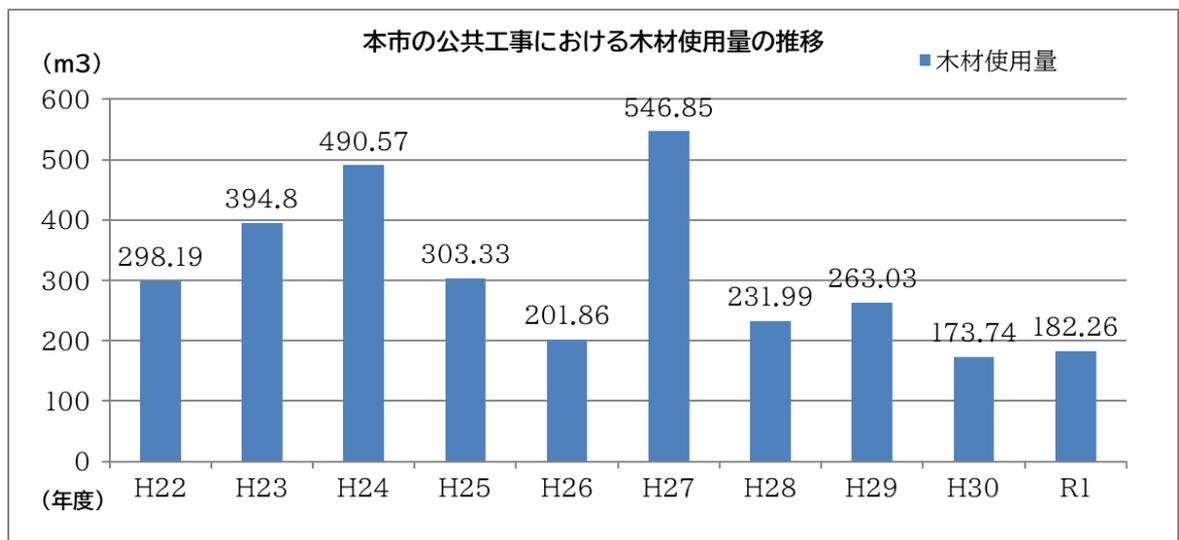
令和元年8月～9月に実施したアンケート調査によると、住まいや生活空間への木材利用を使いたい、使ってもよい人が約98%を占めた。また、木のおもちゃや家具の購入をしたい、してもよいと思う人は約82%を占めており、木材に対する関心の高さが伺えました。



(アンケート実施時期 フェニックスまつり (令和元年8月3日)、  
2019 朝倉トレイルラン (令和元年9月15日))

#### (5) 公共工事における木材使用量の推移

本市の公共工事における木材使用量は、建築工事により増減をしています。平成23年度は安居中学校の新築、平成24年度には中藤小学校の新設等、平成27年度には弓道場の新設等により、木材を多く使用しているため、使用量が増加しています。一方、大規模な工事が無い場合は、使用量が減少し、年間200m<sup>3</sup>程度の実績に留まっています。



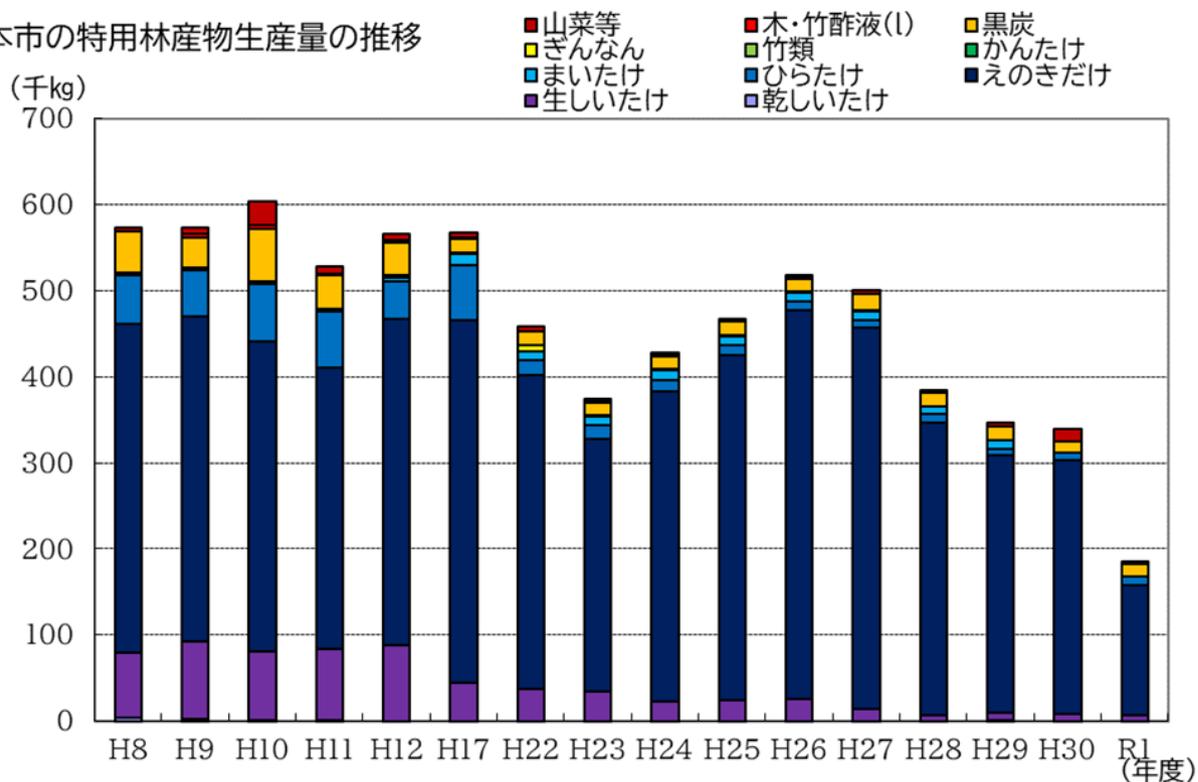
(出展：福井市林業水産課調べ)

## (6) 特用林産物の推移

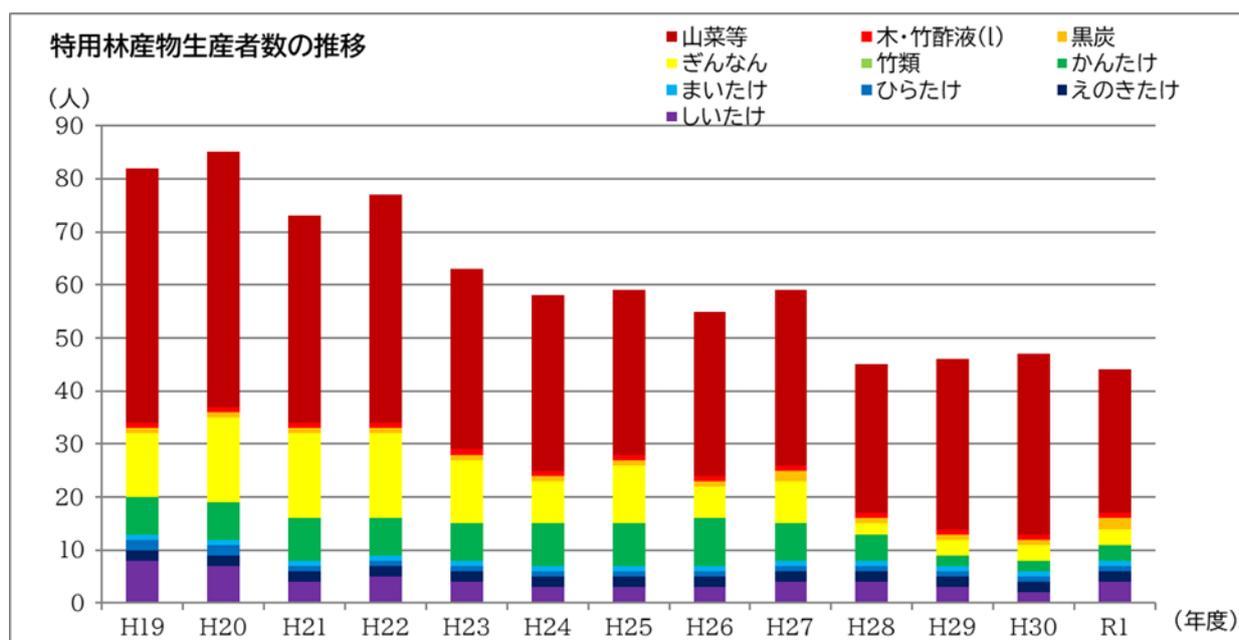
本市で生産されている特用林産物は、きのこ類が多く、特にえのきだけの生産が多い状況となっています。

しかし、近年、担い手の高齢化によりきのこ類、木竹炭等特用林産物の生産量、生産者数とも減少傾向にあります。

本市の特用林産物生産量の推移



(出展：福井県林業統計書)



(出展：福井市林業水産課調べ)

〈課題〉

- 消費者の求める品質の確かな製材品を、十分に供給し周知できる体制整備を進める必要があります。〔Ⅲ-①-ア・イ〕
- 県産材・市産材の用途は、安価なバイオマスの割合が高く、林業の高付加価値化を図るためには、製材用の利用割合を増やす取組みが必要です。〔Ⅲ-②-ア・イ・ウ・エ〕
- 小規模零細な工場が多い本県の製材工場については、生産性や加工技術の向上等を図り、品質の確かな製品を安定的に供給できる体制を整備する必要があります。〔Ⅲ-①-イ〕
- A材、B材、C材まで森林資源を一体的に取り扱う、地域循環型の利用システムを確立する必要があります。〔Ⅲ-②-オ〕
- 県産材・市産材の安定供給体制の整備を図るためには、「川上：素材生産事業者※」や「川中：木材加工事業者」、「川下：建築事業者」などの林業・木材産業関連事業者が連携したサプライチェーンの強化が必要です。〔Ⅲ-①-ア〕
- 県内外で県産材・市産材の木材利用を進めるため、県・市・林業・木材産業・研究機関が連携し、木材の性能、供給体制、販売先などを消費者が求める情報を整理し、提供する必要があります。〔Ⅲ-②-エ〕
- 都市圏において国産木材への需要が高まりを見せる中、本市の木材製品の利用拡大を進めるためには、需要者ニーズの把握が必要です。〔Ⅲ-②-ウ〕
- 人口減少に伴う県内の新設住宅着工戸数が減少する中、リフォーム工事や外国人労働者の居住施設において、県産材の利活用の促進が必要です。〔Ⅲ-②-イ・エ〕
- 森林資源を無駄なく有効活用するため、伐採作業等において発生する枝葉や、搬出できずに林地内に放置された間伐材などを、木質バイオマスとして積極的に活用するとともに、木質バイオマスを利用する設備の導入を進めることが必要です。〔Ⅲ-②-オ〕
- 木質バイオマス発電施設への発電用燃料として、県産の木材チップを安定的に供給することが求められています。〔Ⅲ-②-オ〕
- 子どもやお年寄りがいる場所や商業施設への県産材・市産材の常用拡大を進める必要があります。〔Ⅲ-②-エ〕
- 公共工事における、より一層の木材利用への取組みが必要です。〔Ⅲ-②-ア〕
- キノコ類の生産量が低下傾向であるため、消費者ニーズを重視した生産や、需要拡大を図る必要があります。〔Ⅱ-②-ア、Ⅲ-⑥-ア〕
- 特用林産物については、新規生産者を確保・育成する必要があります。〔Ⅱ-②-ア〕

※〔 〕の記載の項目に上記の課題に対する対応策を記入しています。

## 4 守る森林・林業の展開

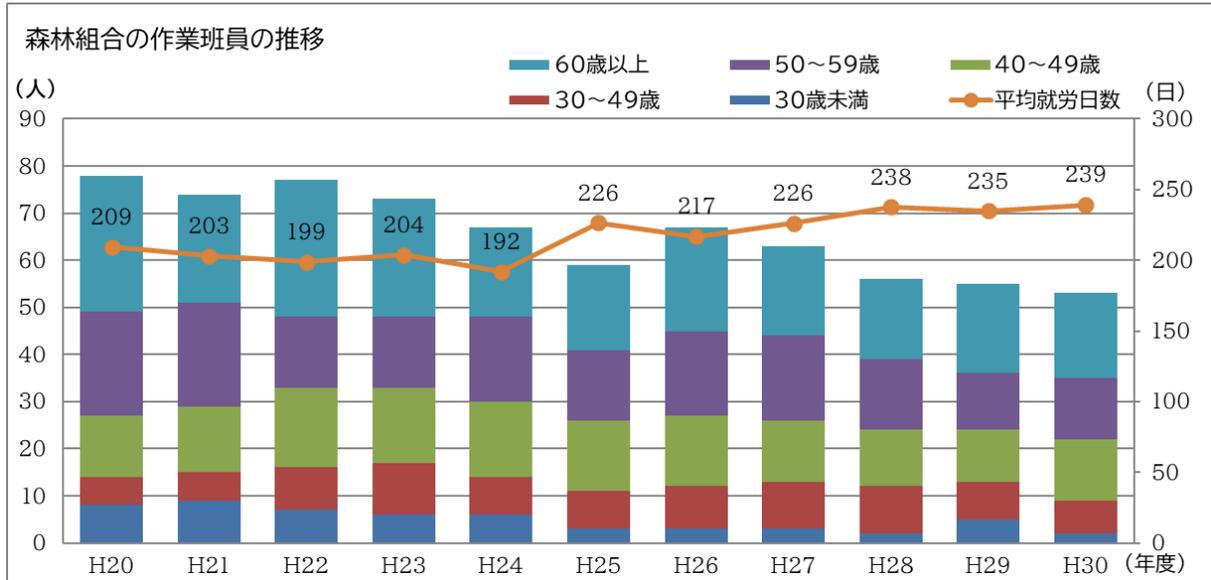
### 〈現状〉

#### (1) 担い手の推移

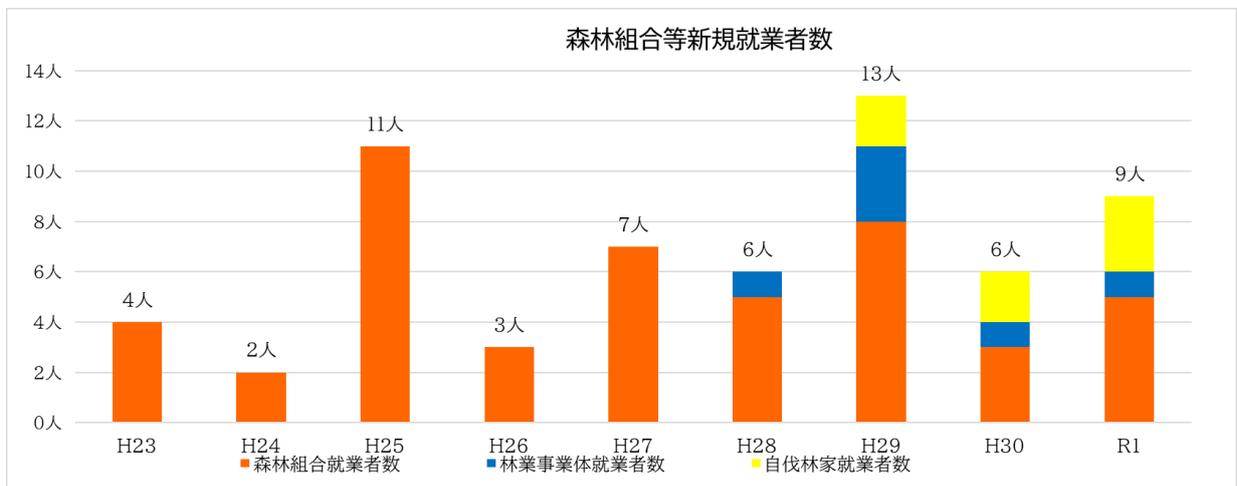
本市管内で活動している森林組合の作業班員数は減少傾向であるが、世代交代により平均年齢は若返り傾向にあります。

一方で、間伐材の搬出量の増加等により平均就労日数は増加傾向にあります。

さらに、関係機関と連携して就業相談会等での広報により、林業の生産現場には年間平均約7人の新規就業者が就職しており、近年自伐林家などの新たな担い手が出ています。



(出展：福井県林業統計書)



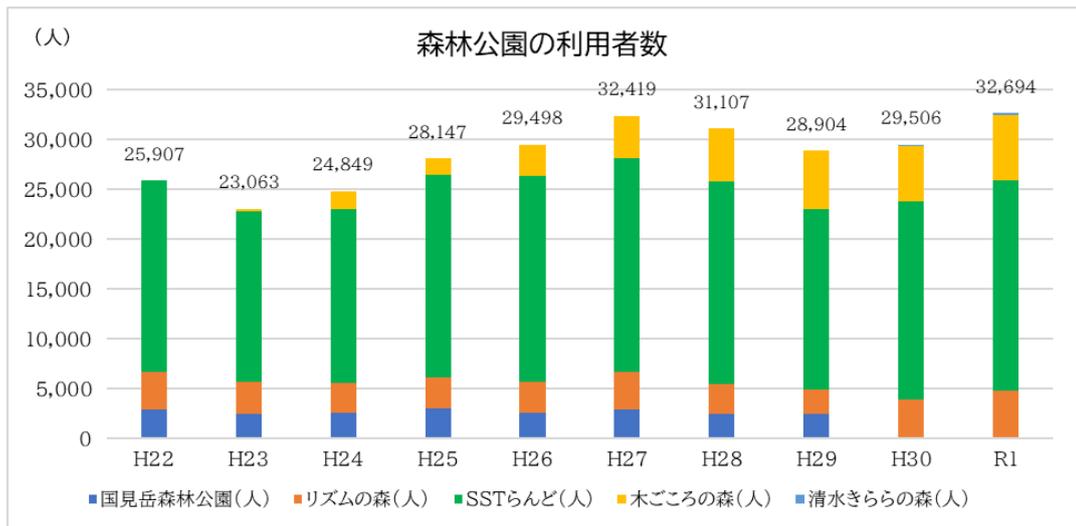
(出展：福井市林業水産課調べ)

#### (2) 森林公園利用者数の推移

本市には、木や森について学ぶ場所として、国見岳森林公園、SSTらんど、リズムの森に加え、平成26年度には木ごころの森、平成30年度には清水きららの森が全面開園し、森林・林業の普及啓発の場として充実しています。

清水きららの森については、民間企業と整備・保全協定を締結し、整備や維持管理を行っています。

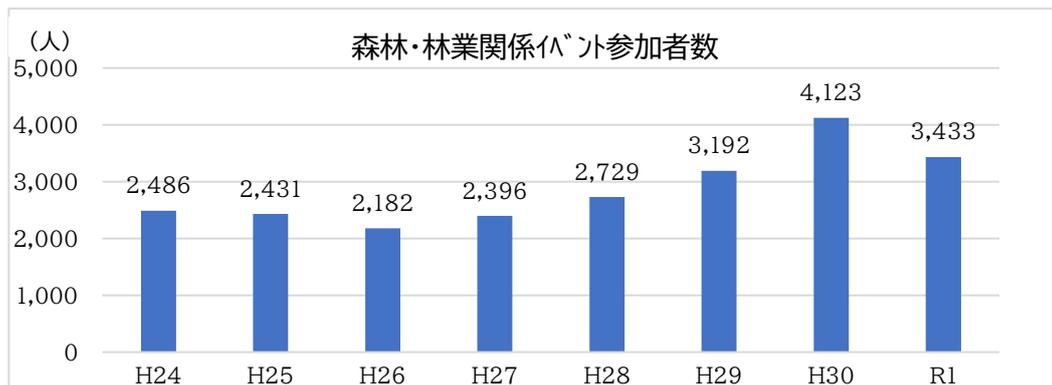
現在、国見岳森林公園、SSTらんど、リズムの森は、施設の老朽化に加え施設再編により施設のあり方の検討をしています。



(出展：林業水産課調べ)

### (3) 森林・林業に関するイベント参加者数の推移

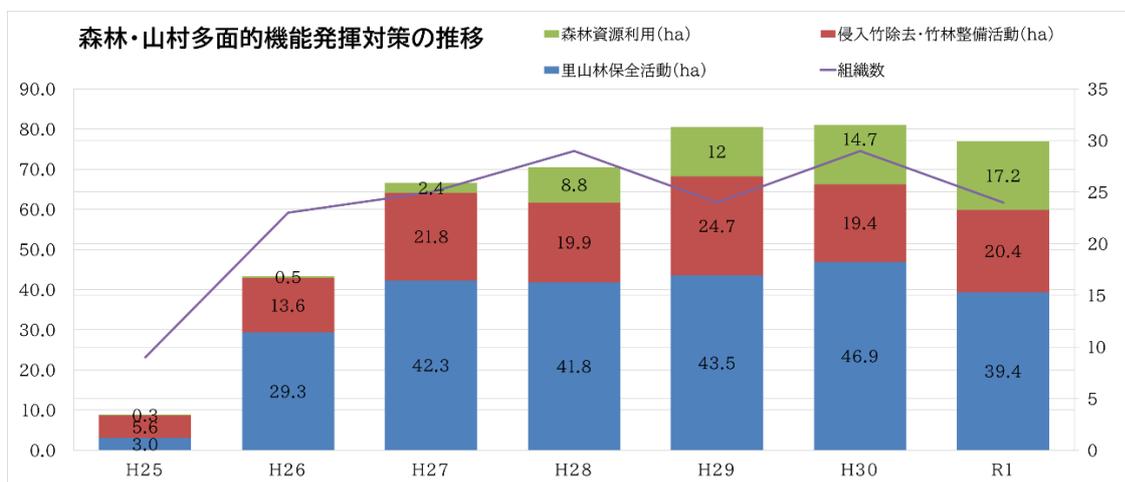
本市では、保育園や各種イベント等において、木に触れてもらうことを目的に体験活動を実施していることに加え、民間と連携した木のおもちゃ博への出展や花・花フェスの開催により森林・林業に関する普及啓発を推進しています。



(出展：林業水産課調べ)

### (4) 里山活動の推移

地域住民と森林との関わりが希薄になり、里山の荒廃が進んでいるため、平成25年度より、地域住民による森林の保全管理活動等の取組を支援し、森林の有する多面的機能の発揮及び山村の活性化を図っています。



(出展：林業水産課調べ)

## 〈課題〉

- 新卒者や若年層の林業への新規就業を促進するため、就業相談会の開催、林業体験の場が必要です。〔Ⅱ-①-ア〕
- U・I・Jターンを促進する必要があります。〔Ⅱ-①-ア〕
- 林業事業体における雇用管理の改善を促進し、魅力ある職場づくりに取り組む必要があります。〔Ⅱ-①-ア・イ・ウ〕
- 新規就業後の定着を図るため、基本的技術の修得が必要です。〔Ⅱ-①-ウ〕
- 安定した雇用には、安定した経営が必須であるため、林業事業体が明確なビジョンを共有し、経営改革や業務執行体制の強化を図りながら、地域の森林整備を推進する必要があります。〔Ⅱ-①-イ〕
- 高性能林業機械の効率的な稼働のために、林業事業体ごとに機械の保有台数や規模に応じた複数のオペレーターが必要であり、機械を操作する森林技術者の育成を支援する必要があります。〔Ⅱ-①-ウ、Ⅲ-④-ア〕
- 森林公園等の更なる活用を進めるため、施設の魅力や利用者の利便性の向上を図る必要があります。〔Ⅲ-⑤-ア〕
- 子どもから大人までの幅広い世代が、より森林を知り、その重要性について理解を深めていくためには、森林空間を活用した体験活動の取組みなど、森林環境教育を進めていく必要があります。〔Ⅲ-⑤-エ〕
- 企業やNPO法人、森林ボランティア等が活動しやすい環境づくりや地域住民と協働した活動を進めるなど、多様な主体による森林空間の活用を促進する必要があります。〔Ⅲ-⑤-ウ〕
- 観光、医療・福祉、教育等の多様な分野と連携し、森林に対する価値観やライフスタイルの変化に合わせて森林空間を利活用することにより、更に多くの観光客が訪れる仕組みづくりに取り組むなど、森林の観光・レクリエーション利用の促進に、地域の関係団体と連携して取り組んでいく必要があります。〔Ⅲ-⑤-ア・ウ・エ〕
- 樹木の成長等により、森林エリアで眺望が阻害されているスポットが存在していることから、景観に配慮した適切な森林整備の実施や眺望ポイントの整備など、良好な自然環境や景観の保全・創造を図る必要があります。〔Ⅲ-⑤-イ〕
- 地域住民や団体等による森林づくり活動への継続的な支援と、新たに森林づくり活動を希望する地域住民や団体等の取組みに対し支援する必要があります。〔Ⅰ-①-ウ〕

※〔 〕の記載の項目に上記の課題に対する対応策を記入しています。

## ◆用語の解説

### 【あ行】

#### ○ICT

(Information and Communication Technology) の略で、情報通信技術のこと。

従来から使われているIT(Information Technology) とほぼ同義語だが、ITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーション(ネットワーク通信による情報・知識の共有)の重要性を加味した言葉。森林情報や木材生産情報を「見える化」、「共有化」することなどに活用されている。

#### ○育成経営体

相当程度の事業量を確保し効率的かつ安定的な林業経営の実現や、主伐後の再生林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体。

#### ○育成単層林

木材等生産機能の発揮が特に期待される森林で、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していくもの。

#### ○育成複層林

継続的な育成管理により多面的機能の発揮が期待される森林で、森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人の手により樹齢や樹高の異なる、複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していくもの。

#### ○一貫作業システム

伐採・搬出と連続・並行して地拵え、植栽を実施する作業の仕組み。伐採・搬出に使用した機械を地拵えや苗木運搬に活用し、伐採後、あまり期間を空けることなく植栽をすることにより、地拵えや下刈りなどの省力化、低コスト化が期待できる。

#### ○意欲と能力のある林業経営体

高い生産性や収益性を有し、雇用管理の改善など、育成経営体の登録基準よりも厳しい一定の基準を満たした経営を行う林業経営体。「意欲と能力のある林業経営体」として登録された林業事業体は、森林経営管理法に基づき、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が再委託する林業事業体の候補となる。

#### ○インターンシップ

就業前に企業などで「就業体験」すること。就業希望者は、適性を見極める機会となる。

#### ○エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

## 【か行】

### ○カスケード（多段階）利用

木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。

### ○間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。間伐を行うことにより森林の公益的機能の維持・増進を図ることができる。

### ○管理捕獲

増えすぎた野生鳥獣を適正な生息数とするため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づいて行う捕獲。

### ○経営管理権集積計画

森林経営管理法に基づき、市町村が作成する計画で、経営管理が行われていない森林において、森林所有者の同意の下、地域の状況等を踏まえ、経営管理の内容について明らかにしたもの。

### ○公益的機能

森林は木材の生産機能のほか、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等、多面的機能を持つ。そのうち、木材等の生産機能を除くものについて公益的機能としている。

### ○航空レーザー計測データ

航空機に取り付けたレーザー測量装置を用いて、地形や樹木の形状を計測したデータで、森林の場合、効率的に樹木の高さ、立木本数、材積等を把握することができる。

### ○高性能林業機械

従来のチェンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

### ○コンテナ苗

特殊な形状の容器で栽培した根鉢付き苗のこと。育苗作業の効率化や植栽可能時期の延長、植付作業の効率化などや通常の苗（裸苗）に比べて短期間に大量に生産できる利点がある。

## 【さ行】

### ○再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

#### ○サプライチェーン

原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。生産や調達などに柔軟に対応することで、需要の見通しに対応した生産など、適正な生産体制を整えられる。今回のプランにおいては、木材を供給する川上側の林業（素材生産事業者）と、川中（木材加工事業者）・川下（建築事業者）側の木材関連産業の連携により、県産材・市産材の供給力向上や流通コストの削減を目指すこととしている。

#### ○サーマルリサイクル

廃棄物を焼却時に発生する熱エネルギーを活用して発電や温水や冷暖房に利用すること。

#### ○山地災害危険地区

集中豪雨等で山腹崩壊、土石流、地すべり等が発生する恐れのある山腹面や溪流等を、林野庁が定める調査要領に基づき調査し、地形や地質等から危険度を判定して指定した地区。

なお、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

#### ○JAS認定

Japanese Agricultural Standard の略で、日本農林規格のこと。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格。その規格を満たすことを証するマーク（JASマーク）を当該農林水産物などに表示できる制度

#### ○J-クレジット制度

省エネ設備導入や再生可能エネルギーの活用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理よりCO<sub>2</sub>等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。

#### ○市町村森林整備計画

市町村が講ずる森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範とするため、地域森林整備計画対象民有林の存する市町村の長が、森林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画に即して、市町村別にその民有林につき、5年ごとに10年を1期として作成する計画

#### ○主伐

利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成を行う。

#### ○森林環境教育

子ども達をはじめ幅広い年齢層を対象に、森林での自然観察や林業体験等の多様な活動を通じて、森林・林業・環境などへの理解を深めてもらうための取組み。

### ○森林経営管理制度

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく新たな制度。森林の適切な管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者の意向により、経営管理を市町村に委託したうえで、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適していない森林については、市町村が自ら管理を行う。

### ○森林経営計画

市町村森林整備計画に基づいて、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって作業路網や森林の保護に関する事項も含めて作成する、5年を1期とした森林経営の計画。

### ○森林公園

森林空間を利用し、森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供している公園。

### ○森林サービス産業

従来の登山やアウトドアにとどまらず、リラクゼーションや健康寿命延長などの場として森林を捉え、健康・観光・教育等の多様な分野で森林空間を活用して、都市住民や外国人等呼び込み、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す新たな産業として、林野庁が提唱している。

### ○森林作業道

林道等の支線として特定の者が集材・運材・森林施業のために利用する道。主として林業機械（2t積み程度の小型トラックを含む）が走行可能な規格・構造を有する。

### ○森林情報管理システム（森林GIS）

個別に活用・管理していた森林簿の属性情報と森林計画図の地図情報をGIS（Geographic Information System）により一体的に利用できるようにしたシステム。

### ○森林セラピー

森林や森林を取り巻く環境などを総合的に活用した森林浴などのレクリエーション活動や、リハビリテーション、カウンセリングをはじめとした医療活動など、心身の健康の回復・維持・増進を図るための取組み。

### ○森林簿

地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊。

### ○スマート林業

少ない人材を「次世代の林業の担い手」として育成し、IT技術を駆使して森林管理を「可視化」することにより、安全面でもコスト面でも多角的に効率のいい経営ができる取組み。

### ○施業の集約化

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、経費の低コスト化を図ることが可能。

### ○素材生産事業者

立木を伐り倒して用途に合った長さの素材（丸太）を生産する事業者。

### 【た行】

#### ○第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画。

#### ○地域森林計画

都道府県の森林関連施策の方向や市町村森林整備計画の指針とするための計画。知事は森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、森林計画区別にその森林計画区に係る民有林につき5年ごとに10年を1期とする地域森林計画をたてなければならない。

#### ○長寿命化計画

今後、老朽化の進行が見込まれる治山・林道施設等の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、施設の点検・診断結果に基づき、個別施設毎に具体的な対応方針を定めた計画。

#### ○天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

#### ○天然乾燥

機械を使わず自然に任せた乾燥法。色ツヤは保持されるが、部留まりが悪く、乾燥に長時間かかる。

#### ○特用林産物

森林から生産される産物のうち、一般の木材以外のもの。きのこ類、樹実類、山菜類、木炭、竹など多岐に渡っている。

#### ○ドローン

遠隔操作または自動操縦により飛行する無人の航空機で、森林・林業分野では、山地災害調査、鳥獣害対策、森林資源調査などに活用されている。

### 【な行】

#### ○ナラ枯れ

「ナラ枯れ」は、体長5mm程度の甲虫である「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して、「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、樹木を集団的に枯死させる現象（ブナ科樹木萎凋病）である。

## 【は行】

### ○ふくい「一押しの逸品」

人気が高まってきている農産物や地域の伝統野菜など29品目を福井市が選定したもの。

### ○ふくいの未来の森林づくり推進協議会

地域の森林資源の活用を促進し、生産者へ利益を還元する「循環の輪」を確立することを目的に、令和元年9月に林産物の生産、流通、販売関係者、建築・建設関連団体、行政関係者、学識経験者で構成する協議会を設立し、生産や利用に係る情報共有・調査研究、生産体制の整備、流通・販売の拡大の検討、担い手の育成、普及啓発等の検討を行っている。

### ○魅力ある森林景観スポット

地元では知られているが、全国的には広く知られていない民有林内の魅力ある森林のスポットを、「癒し」「眺望」「荘厳」「燦き」の4つのカテゴリーに区分して選定するもの。

### ○ふくいの恵み

市内事業者の魅力ある農林水産加工食品を福井市が認定したもの。

### ○標準伐期齢

標準的な立木の主伐時期に関する指標であり、標準的な立地条件にある森林の平均生長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能や森林の構成を勘案して定める主伐期の基準である。森林資源の増進を図るため、標準伐期齢に達するまでは主伐を見合わせる。ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

### ○保安林

水源の涵養、土砂の流出防備、保健休養など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（流木の伐採、土地の形質の変更等）が課せられている特定の森林。

## 【ま行】

### ○松くい虫被害

「松くい虫による被害」は、体長約1mmの「マツノザイセンチュウ」がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入することにより、マツ類を枯死させる現象（マツ材線虫病）である。

### ○木育

市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深め、多様な関係者が連携・協力しながら、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動。

### ○木材チップ

木材を切削した小片。木材チップの原料は、主に、素材（原木）、工場残材、林地残材、解体材・廃材（建築発生木材）の4つに分けられる。

## ○木質バイオマス

木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。林地残材、製材工場の端材、住宅解体材などの種類がある。

## ○木質バイオマス発電

木質バイオマスを燃やしてタービンを回し発電する仕組み。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して燃焼させる「ガス化エンジン（ガスタービン）方式」に分かれる。

## 【ら行】

### ○立木葉枯らし処理

奈良県吉野郡川上村の梶本修造氏が提唱している付加価値向上の施業方法。根元付近の幹に突っ込み切りをして立木のまま乾燥させる。美山町森林組合が公益社団法人ふくい農林水産支援センターと連携し講習会を開催するなど研究を進めている。

### ○林業専用道

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道で、普通自動車（10t積程度のトラック等）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）の輸送能力に応じた規格・構造を有するもの。

### ○林地台帳

市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や地番、測量の実施状況などの情報を整備した台帳。

### ○齢級

森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

### ○列状間伐

間伐作業の低コスト化を図るため、間伐の伐採・搬出を列状に行う方法。高性能林業機械の導入により作業効率の向上、選木作業の省力化等が図られる一方、不良木や有害木が残存する恐れがある。

## ■ 福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン

令和2年

7月13日	第1回総合農政推進会議
7月15日	策定部会委員、福井市総合農政推進会議より委任
7月31日	第1回プラン策定部会
8月28日	第2回プラン策定部会
9月25日	第2回総合農政推進会議
12月10日	
～令和3年1月8日	パブリックコメント

令和3年

1月29日	第3回プラン策定部会
2月10日	第3回総合農政推進会議
3月	プラン策定

## ■ 福井市総合農政推進会議 委員名簿

役職	氏名	所属
委員	武澤 義明	福井市農業委員会 会長
会長	岩崎 眞次	福井県農業協同組合 福井基幹支店 専務理事
委員	朝倉 伊知郎	福井県農業協同組合 丹生基幹支店 地区担当理事
委員	吉田 正継	福井森林組合 代表理事組合長
委員	渡辺 一夫	美山町森林組合 代表理事組合長
委員	江ノ畑 一郎	丹生郡森林組合 代表理事組合長
委員	平野 仁彦	福井市漁業協同組合 代表理事組合長
副会長	川端 元昭	越廼漁業協同組合 代表理事組合長
委員	吉川 強	福井市土地改良協会 会長
委員	三木 讓	福井市中央卸売市場協会 会長
委員	小林 隆幸	福井農林総合事務所 所長
委員	山本 真吾	青年林業士
委員	阪下 賢二	青年漁業士
委員	小川 喜久子	福井県農業協同組合 福井基幹支店 理事
委員	齊藤 いずみ	福井県農業協同組合 女性部 丹生支部 部長

■ 福井市林業・水産業プラン策定部会 委員名簿

役職	氏名	所属	分野
部会長	富永 修	福井県立大学 海洋生物資源学部 教授 海洋生物資源臨海研究センター長	水産業
委員	平野 仁彦	福井県漁業協同組合連合会 代表理事会長 福井市漁業協同組合 代表理事組合長	水産業
委員	川端 元昭	越廼漁業協同組合 代表理事組合長	水産業
委員	阪下 賢二	福井県漁業士会	水産業
委員	片岡 秀典	株式会社ケンスイ 専務取締役	水産業
委員	高木 淳一	安田蒲鉾株式会社 専務取締役	水産業
委員	幸道 英典	株式会社アコス 直販部第三課課長	水産業
委員	伊藤 直子	地域おこし協力隊	水産業
副部会長	坂東 秀夫	福井県森林組合連合会 代表理事専務	林業
委員	吉田 正継	福井森林組合 代表理事組合長	林業
委員	渡辺 一夫	美山町森林組合 代表理事組合長	林業
委員	江ノ畑 一郎	丹生郡森林組合 代表理事組合長	林業
委員	大泉 優美子	株式会社 大義林研 取締役	林業
委員	松平 成史	一般社団法人ふくい自伐型林業協会 代表理事	林業
委員	永森 芳信	永森建設株式会社 代表取締役会長	林業
委員	齊藤 豊美	有限会社フジモク 代表	林業
委員	中戸 朋寛	一般社団法人モックイック木育推進委員会 代表理事	林業
オブザーバー	石田 敏一	福井県農林水産部水産課 課長	水産業
オブザーバー	鈴木 秀治	福井農林総合事務所 林業部 部長	林業



福井市農林水産部林業水産課  
〒910-8511  
福井市大手 3 丁目 10 番 1 号  
TEL:0776-20-5430  
FAX:0776-20-5752  
E-mail:rinsui@city.fukui.lg.jp